

入管収容施設から 非正規滞在外国人の人権を考える

2020年1月18日（土）14:00-16:30

立教大学池袋キャンパス 11号館3階 A301教室

概要

2019年6月、非正規滞在外国人を収容する施設のひとつである大村入国管理センター（長崎県大村市）で、収容中だったナイジェリア人男性が、ハンガーストライキにより餓死する事件があった。「非正規滞在外国人」とは誰を指すのか？どのような背景で「非正規滞在」となるのだろうか。本講演会では、収容経験者の語りの事例をひもときながら、かれら・彼女らがたどるライフコースを明らかにし、多声的な観点から非正規滞在外国人の人権について検討する。

講師

三浦 萌華（立教大学社会学研究科研修生）

竹内 正宣（行政書士・街の法務オフィス竹内 所長）

吉田 真由美（NPO 法人 ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY 代表）

プログラム

14:00-14:05 開会の挨拶

14:05-14:40 開催趣旨・概説（三浦）

14:40-15:20 基調講演（竹内）

15:20-15:40 休憩（質問用紙回収）

15:40-16:25 パネルディスカッション（三浦・竹内・吉田）

16:25-16:30 閉会の挨拶

開催趣旨・概説

三浦：それでは、さっそく始めたいと思います。私は立教大学社会学研究科で研修生をしております、三浦と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私からは、この講演会の開催趣旨、それから、入管ってどんなところなのか、非正規滞在者とは誰のことを指すのかなどについて、簡単に概説したいと思います。

この講演会を企画したきっかけは、2019年6月、長崎県大村市にあります大村入国管理センターで、ハンスト中のナイジェリア男性サニーさんが餓死したことでした。入管でのハンスト自体は、今始まった話ではなくて、収容施設での処遇改善を求めて、数年前から全国各地の収容所で繰り返されてきたことでありましたが、餓死者が出るというのは初めてだったわけです。今、入管では、ハンストの勢いはさらに増していて、サニーさんの死後以降もハンストを続けている被収容者たちが増えているという状況です。

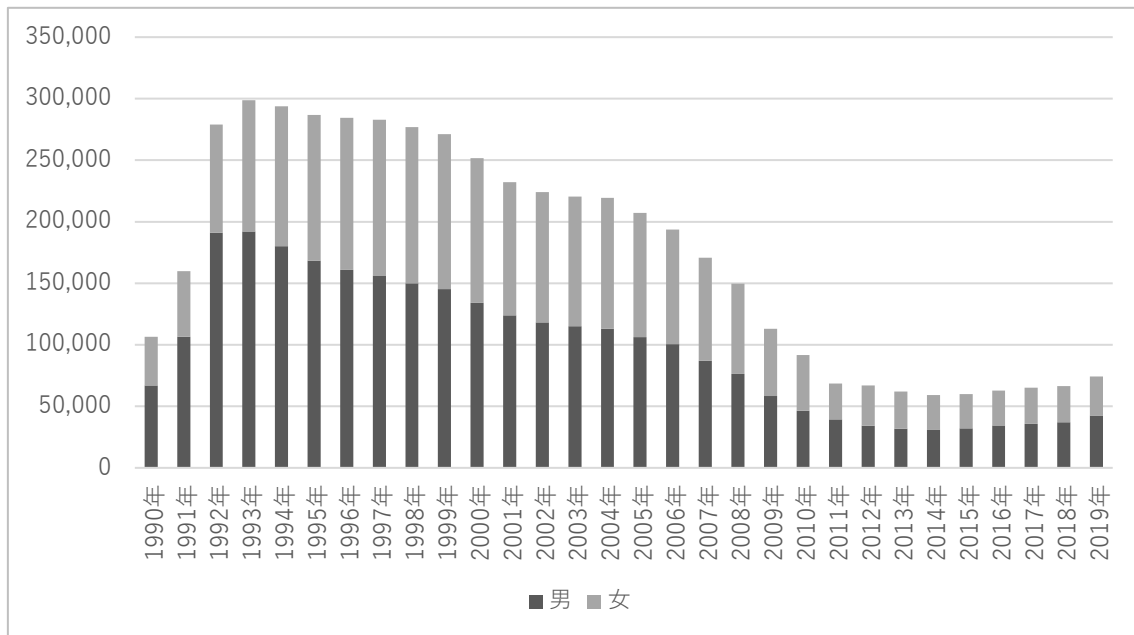
こうしたことを受けて、皆さんも非正規滞在者や入管について、ニュースなどで目にする機会が増えたのではないかと思います。この講演会では、この非正規滞在者とは、そもそも誰を指すのか。また、入管収容施設はどのようなところなのか。そして、そこには誰が収容されて、どのような生活を送っているのか。また、被収容者たちがどんな処遇に対して改善を求めているのか。こうしたことを通して、非正規滞在者の人権を改めて考えていきたいと思っております。

では、さっそく概説に入りたいと思います。まず、非正規滞在者というのは一体誰を指すのかということですが、何らかの理由で「正規の在留資格を持たずに滞在している外国人」のことを指します。例えば入国時に虚偽の申請をした疑いがある者、あるいは有効な旅券を持たずに日本領域に入った者——いわゆる偽装パスポートで入ってきた人たち、不法入国をした人たち、また、在留期限を過ぎても滞在を続けている人、不法滞在者ですとか、超過滞在、オーバーステイなどと言われたりもする人たちのことです。この非正規滞在と呼ばれる人の中で、両親ともに非正規滞在であるという場合は、その間に生まれた子どもたちも生まれながらにして非正規滞在となってしまいます。これは、日本が出生地主義ではなくて、血統主義をとっているためです。

メディアなどでは、「不法滞在者」という言葉を皆さんよく耳にするかと思いますが、非正規滞在者というのは、刑事法に違反したわけではないということ、その「不法」という言葉の持つインパクトだとか、そういうことを考えて、われわれ研究者ですとか支援者たちは、Illegalではなくて、Irregularであるということで「非正規滞在者」という言葉を使っています。

具体的にどれぐらいの非正規滞在者がいるのかというと、2019年、直近の統計で約7万4千人です。1990年からの数を見ていくと、93年にピークと伸びています。この93年がピークで、約30万人の非正規滞在者がいたと言われていました。そこからだんだんと減っていき、2014年、5年くらいには6万人を割り込むくらいまで減少しました。ただ、近年また微増傾向にあります（図表1）。

図表1 非正規滞在者の推移¹



では、非正規滞在者といわれる人たちは、どうやって増加してきたのか、その背景と要因を確認していきたいと思います。まず、1980年代半ば以降のバブル経済によって、日本はいろいろな業種で人手不足に陥っていました。それに加えて、円高によってアジア圏と日本との経済格差が大きく広がったことで、日本に仕事を求めてくる外国人労働者が急増したんですね。

その外国人労働者の多くは、就労が認められていない短期滞在のビザで入国しました。例えば留学や観光を目的とした短期滞在です。そうやって日本に入ってきた人たちの多くが、実際は労働者として働いていたわけです。もちろん、今言ったように、短期滞在ビザでは就労は認められていませんので、資格外の「不法就労」をしていたということになります。ただ、当時の日本は、その不法就労を黙認するほどの人手不足だったということです。

そうやって働いていく中で、短期滞在で認められている15日や30日の在留期限はとっくに過ぎてしまった。でも、不法就労していたので、いまさら入管にビザの更新に行けない——入管に不法就労がばれると、収容されたり強制送還されたりするからですね。しかも、1991年のバブル崩壊によって、当初予定していた額の貯金ができなかったとか、母国に十分な送金ができなかった。だから、少しでも稼ぐために、非正規滞在であることを自覚しながらも滞在を続ける。それぐらい経済的な要因が大きかったということです。

このような形で、正規のビザで来日した人たちが、在留期限を超過しても滞在を続ける非正規滞在者になっていったわけです。さらに滞在が長期化する過程で、職場で昇進したりして社会的地位を築いていったり、あるいは地域やいろいろなコミュニティの中で人間関係

を築き、恋人ができたり、子どもができたりということで、かれらはだんだん日本社会に定着していきました。その間、摘発などを受けずにそのまま生活を続けている人も一方ではいましたけども、非正規滞在であるということが発覚して摘発されると、どうになってしまうのか……という、入管の収容施設に連れていかれます。

入管収容施設というのは、全国に 17 カ所あります。まず、入国管理センターというのが全国に 2 カ所あって、ひとつは東日本入国管理センター、これは茨城県牛久市にあります。もうひとつは長崎にある大村入国管理センター——冒頭で述べたように、サニーさんが亡くなったところですけども、この 2 カ所は収容だけを目的とした場所です。

それから、地方入国管理局が全国に 8 カ所ありますけども、正規に滞在している人たちが、ビザの更新だとか変更などの手続きに訪れるのと同じ建物の中に収容場があります。さらに空港や港のそばなどに支局があって、ここにも収容場があります。

では、入管の役割はそもそも何なのかということですが、入管法に基づく出国審査、在留手続き等を行う機関です。主な業務は外国人の入国、あるいは帰国の手続きを、それから、在留審査の手続き、正規に滞在している人の資格の変更、期限の更新といった手続きもやっています。われわれ日本人が出国するときにもお世話になったりします。

その中でも非正規滞在者に関わってくる手続きは何かというと、「退去強制手続」というものです。これは簡単にまとめてしまうと、非正規滞在者を摘発して、その人たちを収容して、母国に強制送還する。あるいは特別な理由が認められるときに、在留特別許可を与えて正規に滞在させるという判断をする手続きです。

では、そこには誰が収容されるのかというと、ちょっと堅苦しい言葉で書きましたけども、「退去強制事由に該当すると疑う相当の理由がある外国人」が収容されます。退去強制事由ってそもそも何なのかというと、①不法入国、不法残留、資格外活動などを行った非正規滞在者全般、②日本国内一定の刑に処せられた、有罪判決を受けたなど、罪を犯してしまった外国人たち。そして、③不法入国や材料をあっせんした——これはブローカーです。また、④在留中、一定の不法行為を行った場合、⑤日本の安全や利益、公安を害するおそれがある場合。こうした人たちが、この退去強制事由に該当します。ここに当てはまってしまうと、ただ「入管法に違反した」という事実さえあれば、誰でも収容できるという、「全件収容主義」を日本はとっているわけです。

続いて、収容期限についてです。皆さん、お手元の資料の退去強制のフローチャートをご覧ください。どれぐらいの期間収容されてしまうのかというと、このフローチャートに沿っていくと、まず摘発などを受けて違反調査を受けます。そうすると、ここで収容令書というものが発布されて、これに基づいた収容が 30 日間。特別に何か理由がある場合にはさらに 30 日間プラスされて、この収容令書に基づく収容は最長 60 日間できるんですね。

その間に違反審査、口頭審理などが進んでいって、最終的にこの人は退去強制事由に該当しますよ、ということが認められると、今度は退去強制令書に基づいた収容に切り替わります。そうすると、収容期限は実質無期限になってしまうわけです。

では、実際の収容施設ではどのような生活を送っているのか、大村入管の事例を見ていきましょう。これは私がインタビューした方のお話によるものです。もともと私が牛久でインタビューをしていた方から聞いたタイムスケジュールを見せて、大村の人に「こんな感じかな」と聞いたら、ほぼ一緒だとおっしゃっていました。多少の誤差はあるかもしれませんが。

7時に起床、朝食をとって点呼が終わると、それぞれのお部屋が開放されて、自由時間になるということです。その後、午前中に一回戻ってきて、お昼を食べて、そして、また午後1時から自由時間になります。それで、4時半に各部屋が閉まった後、夕食を食べます。4時半ですよ。早いですよね。その後、部屋の中であれば自由に過ごせますが、10時には寝なさいということになるわけです。

ここで、入管のホームページに掲載されている写真を見ながら、収容施設がどんなところなのか見ていきたいと思います。ここが収容施設の中、お部屋の中です。基本的に大部屋です。大体、今のところ4人とか5人くらいが入るかなという感じですけども、一つのお部屋の中で生活をしています。

先ほど言ったように自由時間がありますが、その開放処遇の時間に何ができるかというところ……たとえば、電話はできます。備え付けの公衆電話があって、こちらはテレホンカードを売っている機械ですけども、1枚3,000円です。1人10分と決められていて、皆さん、外部との連絡手段がなかなかないので、自由時間になると列をなしてしまいます。長電話になると、「早くしろ」と後ろから急かされます。私にもよくかかってくるんですが、非通知の場合が多いです。非通知でなければ外国からかかってきます。携帯をふっと見ると、マレーシアとかからかかっている。マレーシアに友だちいたっけかな、と思って出ると、収容施設の中からの電話だった。そんなことがよくあります。

それから、外の人と話す手段としては面会ができます。面会は、例えば家族だとか、支援者たちが入管に行って、「この人に面会したいです」と申請をして初めて面会ができるということです。こちらが面会する相手の国籍や名前を申請書に書いて、面会受付に出します。面会室はアクリル板で仕切られていて、狭いです。面会は一回30分ですが、場合によっては20分とか15分に短縮されることもあります。

品川は今、立ち会いがないと思うんですが、大村は後ろに職員が1人座っていて、一緒に空間で過ごすわけです。その立ち合いの入管職員は何をしているかというと、別に何をしているわけでもないんですね。横を向いて座っているだけです。たまに付箋とかメモを持っていて何かしら書き込んでいたりするので、なんだか監視されているような感じです。

そして、自由時間の間にはシャワーを浴びることができます。湯船はありませんが、個室のシャワー室がいくつかあります。それから、洗濯もできます。ただ、自分の部屋が開放されると、ばーっと洗濯をしたい人が走って行って、洗濯機の取り合いになったり、あとは、洗濯したはいいけども、回しっぱなしで面会に行ってしまったとか、ほかの人とおしゃべりをしていて、洗濯物入れっぱなしで次の人が使えないとか、そういうことでけんかになることもよくあるそうです。

また、運動場があって、身体を動かせる場所があります。大村で面会の待合室にいと、バスケットボールをつく音とか、声を出して走っているような音もたまに聞こえたりします。

それから食事です。入管の中で食事を作っているんですけども、朝はパン。そして、絶対にゆで玉子が出る。お昼は、大体お弁当みたいな感じです。夕飯は——この写真は焼き魚、鮭ですけども、収容者の話によると、コロッケの確率がすごく高いんだそうです。コロッケがしょっちゅう出てきて、油っこいし、味は濃いし、しかも毎朝玉子を食べなければいけない。収容中の人たちは、体を思い切り動かしたりできずに、健康状態があまりよいとは言えない状態なので、血圧が高かったり、コレステロール値が高い人が非常に多いんですね。ここに「栄養士による栄養バランスのとれた献立」と書いてありますが、毎日こんなものを出されたら健康ではいられないですよ。

そして、各収容所の中に診療所がありますが、ここについては後ほど詳しく述べたいと思います。脈を測ったり、レントゲンを撮ったりする設備もあるということです。

さて皆さん。こうやって写真で見ると、結構きれいかなとか、運動できる場所もあっていいんじゃないかと思うかもしれませんが、実態を見ていくと、先ほど言ったように、毎日同じようなおかずが出たり、味がしょっぱい、あるいは極端に薄い、油っこい。とにかくおいしくない。そして、1日のスケジュールを見てもらったとおり、自由時間はトータルで5時間半くらいしかないんです。それ以外の時間は、一人部屋ではないので複数人、国籍も、言葉も、宗教も違う人たちが同じ部屋に閉じ込められるわけです。さらに自由時間以外は常に部屋が施錠されます²。部屋に戻ってくると、鍵をかけられて、その後は、もう外に出られずに、その中で過ごす。

ただ、例外があって、それが2011年3月11日、東日本大震災のとき。当時、東京入管に収容されていた人のお話によると、このときばかりは施錠しなかったと聞きました。地震があったのは夕方でしたけども、すごい揺れでしたよね。東京入管は品川にあって、10階ぐらいのビルなんですけども、上のほうに収容所があるもので、かなり揺れたと。そうすると、収容者たちはパニックになって、もうぎゃあぎゃあ大変なことになったそうです。入管は、「大丈夫、大丈夫」となんとか落ち着かせようとしたらしいんですけども、大丈夫なわけがなくて、余震もあったので、揺れるたびにパニックになって収拾がつかない。夜も怖くて眠れないという人が多くて、このときばかりは夜、寝るときに鍵をしないで開けっ放しにしたというお話を聞いています。

それから、職員による過剰な制圧行為。これは最近、ニュースでも映像が出たりしていますが、職員の指示に従わない場合に、腕をねじ上げて制圧するとか、押さえつけて、窒息寸前のような体勢をとらせたりとか。その後、懲罰房に監禁するような感じで押し込めてしまうということが、度々報告されています。

そして、最も収容者の命に関わってくるところかなと思います。医療体制がとにかくひどいということが言われています。設備こそある程度整っていますが、収容経験のある

人にお話を聞くと、「あそこは診療所なんかじゃない、クリニックなんかじゃない」と、皆さん絶対に口を揃えておっしゃいます。いったいどういうことなのかというと、慢性的に常勤のお医者さんがいない。先ほどホームページを見たときに、「常駐する医師がいて」というようなことが書いてあったんですけども、常に医師不足で、また医療通訳が不足していて、収容者とお医者さんの間でうまくコミュニケーションがとれないということもあつたりします。牛久の場合だと、2014年くらいから常勤医師の募集をしていて、その募集要項がずっとホームページに掲載されていて、現在もそのままなので、いまだに常駐の医師がいない状態が続いています。大村も常にそういう状態です。

それから、「具合が悪いから、お医者さんに行きたいです、収容所の中のクリニックに行きたいです」という申し出をしてから、実際に診てもらえるまで1週間以上待たされるということがざらにあるということです。なので、具合が悪いという、まさにそのときに診てもらえない。診てもらえたとしても1週間以上経っているので、当初痛かったところが痛くなくなっていたり、あるいは別のところが痛くなったり、症状がどんどん変わってってしまうということもあります。

また、いざクリニックで先生に診てもらうことになっても、ほとんど触診はしないということ。ただ前に座って、「どこが悪いの」「どこが痛い」「じゃあ、薬出しとくから」と言って薬だけ出される。「頭が痛い」「腰が痛い」「ひざが痛い」と言っても、全部同じ痛み止めで、「症状が治まらない」と言うと、同じ薬で、ただ量を増やされるだけ。ほとんどそんなような状態だそうです。

それから、よほどのことがない限り、外部診療をさせない。最近、ハンストがあつたりしたので、できるだけ早い段階で外の病院に連れて行ってということはあるようですが、手続き自体も煩雑で、職員の数が不足していたりということもおそらくあるのでしょうか。なかなか外部診療が進まないということです。

そして、誤診による症状悪化もあります。これは90年代から報告があることなんですけど、最近まで大村にいた人のお話をしますね。この人は、急に顔がかゆくなって、そのうちかぶれてしまった。それで、中のクリニックの先生のところに行ったら、先生はスマホで薬の検索をしたそうです。それで、正しい薬がヒットするならばいいんですけども、ヒットした薬を出されました。塗りました。そうしたら、余計ひどくなってしまった。これはもう悪化しちゃってどうしようもないから、何とかしてくれ！と、もう一回行ったら、「あ、ごめんねー。薬間違えちゃったんだよねー。」と言われた。とんでもないですね。その人は顔に塗る薬で、目に見えて症状が分かったのでよかったですけども、これが例えば飲み薬だったとしたらどうでしょう。もっと重篤な状態になっていたことも考えられます。

今、大村のお医者さんは八十何歳のおじいちゃん先生だそうです。手が、こんなふうにならずとぶるぶる震えているんだそうです。「ちょっと具合が悪いから、点滴してもらいたい」と言ったら、点滴してくれるんだけど、手が震えているので、どこに刺さるか分からないですよ。その人はさすがに怖くて、「やっぱりいいです」と言って、飲み薬だけもらって

帰ってきたというようなことも言っていました。

収容施設内唯一の診療所がこのような状態では、緊急時対応がとにかくできない。外部診療もなかなかできない、医師が少ないということから、死亡事件も多発しています。特に2013年10月から翌年の11月、この約1年間で4人が死亡しています。これはいずれも誤診だとか、医療体制の不備によって亡くなっていると言われていています（図表2）。

図表2 入管収容施設における医療放置による死亡事件（2010年代）³

発生日	死亡者国籍	発生場所	死亡理由
2013年10月14日	ミャンマー	東京入国管理局	医療放置による病死
2014年3月29日	イラン	東日本入国管理センター	誤嚥性窒息死（医療放置）
2014年3月30日	カメルーン	東日本入国管理センター	医療放置による病死
2014年11月22日	スリランカ	東京入国管理局	医療放置による病死
2017年3月25日	ベトナム	東日本入国管理センター	医療放置による病死

ここまで見てきたように、実際の収容施設の中では、非正規滞在者たちの人権侵害が起きています。まず、プライバシーがないです。先ほど言いましたように、基本的には大部屋に、国も、言葉も、何もかも違う人たちが押し込められてしまう。あと、電話も電話ボックスのような個室ではないです。先ほど写真を見ていただいたようにオープンスペースなので、後ろの人に会話の内容が知られてしまったりとか、あと、面会のときに職員が立ち会ったり、いろいろな面でプライバシーがないといえます。

また、自由がない。これは身体を拘束されるという意味の自由だけではなくて、本当にいろいろな面で自由がない。たとえば、ムスリムの人たちがいます。お祈りを1日5回したりします。場合によっては朝早くからお祈りしたりしますが、ごそごと朝1人早く起き出して、お祈りをしている。それがうるさいと言って、けんかになったり、信仰の面でも自由がないといえるでしょう。

そして、人への対応ではない。収容者に対する入管職員の態度は、人に対応しているような感じではないというふうなことはよく言われます。「収容者はペット以下だ」みたいなことも言われたりしますが、私がお話を聞いてきたなかで、すごく独特な表現をされた方がいました。収容中の方だったんですけども、その人は「入管職員は、収容者たち、僕たちのことを人の顔をした動物だと思っている」というふうにおっしゃいました。

皆さん、普段普通に生活していると、入管収容施設の中がどういうところか分からないですよね。すごく閉鎖的で密室性が高いです。運営実態が不透明な部分が多い。このような状態では、被収容者に対する劣悪な環境や処遇、人権侵害というのは非常に表面化しにくいという実態があります。

最後に、私がこれまで非正規滞在者と関わってきたなかで、一番衝撃的だったというか、忘れられない言葉を紹介して終えたいと思います。

私は2012年10月からAPFSでボランティアをしているんですけども、活動を始めて半年後ぐらいの2013年5月に、APFSの人たちと入管前で座り込みをしていたんです。そのときに、通りかかった人が「頑張って！」とか声をかけてくれて、中には一緒に座り込みをしてくれた人もいました。その中で、オランダ人の若い女性が「何やってるの、頑張ってね」と声をかけてくれて、「かれらはみんな非正規滞在なんだよ。私たちはその支援しているんだよ」ということを言ったんです。そうしたら、彼女は「何で、こんなに日本は在留資格に厳しいと思う？それはね、『美しい国、ニッポン』だからだよ。私たち外国人は汚いから、だから、日本にいさせたくないんだよ」とポツリと言って、帰っていきました。「美しい国、ニッポン」——。これがいまだに忘れられない、8年経った今も鮮明に覚えている言葉です。皆さんは、この言葉をどう捉えるのでしょうか。というところで私の報告を終えたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

では、続いて、福岡からお招きしました竹内先生にご報告いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

基調講演

竹内：ただいまご紹介いただきました竹内と申します。

まず、立教大学とお聞きして、私は非常に縁があるなと思いました。福岡市早良区の私の家は、旧福岡刑務所から直線で500メートルぐらいのところにあります。尹東柱(ユン・ドンジュ)という方をご存じの方はいらっしゃいますか。戦時中に尹東柱さんが旧福岡刑務所で獄死しました。それは当時の九州帝国大学医学部が、ある意味では人体実験をしたのではないかとされています。尹東柱さんは、当時、同志社大学で逮捕されているんですけども、同志社大学の前、つまり朝鮮半島から来日して最初に入学したのがここ立教大学と聞いています。そういう点で、立教大学でお話しできることは縁かなと思ひまして、今回の登壇を快く受けさせていただきました。よろしくお願いします。

ここにありますように、私は一応仕事としては行政書士です。今64才ですが、53才のときに出版社を辞めて、残りの人生は人のために役立つ仕事をしようかなと思い、1年間勉強して行政書士になりました。行政書士という仕事は、人のために使おうと思えばいろいろな意味で非常に役立つんです。お金をもうけようと思えば、それもできる仕事なんです。私は人のためにやろうと思いました。特に外国人の在留資格の関係は主に行政書士がやります。

少し戻って、私は、今からちょうど10年前の55才のときに行政書士になって、すぐに外国人関係の支援活動をやるようになりました。経歴にありますように、九州各地で外国人の支援を行っている団体・個人の集まりである「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」という団体に加わりました。

現在やっていることは、主には大村入管への月1回の面会活動です。あと、福岡市の真ん中にありますカトリック大名町教会での外国人の相談会、3番目がベトナム人のための相談

会です。これはなぜかという、大村に通っている中で、3年前ぐらいに収容者 100 人中 25 人ぐらいがベトナム人という時がありました。急激に増えました。何でだろう？と思ったら、後で出ますけども、ベトナムの人は、言語や文化が違う人々との接し方があまり得意でないといえますか、そして、日本に来て、周りの人々とどう関係を持ったらいいかわからないなかで、自分で判断してしまい、結果的に法に触れてしまって警察に逮捕されたり、入管に収容されたりする人たちが多くなってしまったのではないかと考えました。

本国に帰れない理由は、本国を出るときに、ほとんどの人が日本円で 100 万円、本国でいえば 1,000 万円ぐらいの借金をしてきていて、国に帰ろうにも帰れないというので、どっど大村に移送されてきたんです。若い人ばかりでした。

ほかのアジアの国ではこのようなことはないのに、なぜベトナムの人だけがこんなに多いんだろうと考えましたら、おそらくほかの社会との接し方がわからないし、日本の中で、特にコミュニティがまだあまりできていなくて接し方が分からなくて、その中での法感覚ができていない、あるいは自分の人生との関係で、今やっていることはどういうことか、そして、触法との関係が判断つかないような状態だろうと思いました。

当時、ベトナム語でミサをやっていたのは、やはり福岡市の市街地にあるカトリック浄水通教会でしたが、そこで相談会をやるしかない、そうすることが、やはり大事だと考え、相談会を始めました。もちろん大村での面会のときにも、借金を持っていても、まだ年齢が若い方が多かったので、「国に帰ってやり直すほうがまだいいですよ」というアドバイスをするようにしました。

結果的には、今、大村にはベトナム人はほとんどいません。そういう点では、面会活動の中のことと、そして、福岡のベトナム人のコミュニティの中でアドバイスしたことが伝わったこともあるでしょうし、結果的に大村入管ではベトナム人はあまり滞留しない、という効果があったかと思っています。

これらの面会や相談会での活動、そして自分の仕事としても、外国人の支援を行っております。時には夕方に電話で「明日、技能実習生で強制帰国させられる人がいるんだけど、何とかできないか」という話もあったり、いろいろな日常の活動も行っています。

今日のお話のテーマにあります、「仮放免が駄目なら死んでいい」ということを摂食拒否した人の多くが言います。これは一体どういうことなのか。ここまで人を追い詰める長期収容はあってはならないということで、お話をさせていただきます。

三浦さんのお話と重なるところは省きながら、特に、収容中の人はどんなことを抱えているのか、あるいは長期収容で人の心を壊して、生きることへの絶望を招きかねない実態、そして、まとめということでお話しさせていただきたいと思います。

大村は長崎県のここにあります。大きな収容施設は牛久と大村にあるという先ほどの説明でした。牛久と大村の大きな違いは、大村は収容施設のすぐそば、500 メートルのところには空港があるということです。例えば日本海側の海岸に北朝鮮からの漁船が漂着したとか、あるいはその人が亡命希望の場合は、大体、仮上陸許可あるいは一時庇護として、海上保安

序の飛行機ですぐ、ここに連れてこられました。牛久とは違って、ここはそのための交通の便もいいところです。

それと、この東アジアの地図をご覧ください。法務省の職員はあまりおおっぴらには言いませんが、牛久に比べて、大村は東アジアに近い。つまり、例えば今、北朝鮮で動乱が起こったらどうなるかという、どどっと、こういうところに難民が来るわけです。あるいは中国も——と言うと少し言い過ぎかも知れませんが、いろいろなことがあったときに、九州はその最初の受け入れ口であるということになります。そういう点で、大村はまた特別な位置にあります。

この写真は建物を正面から撮ったもので、4階建てです。現在のように建て替わる前は、この広い敷地に、赤い煉瓦作りの建物が5棟から8棟ぐらいありました。現在は、この広い敷地でのうち、被收容者の方が利用しているのはこの1棟だけです。このグラウンドとかは、今は中の人にとっては全く関係ない。先ほど運動場が出ていましたけども、この狭い運動場と、この3階部分に居住空間があるということです。

先ほども紹介されました收容所、入国管理センターは東日本と大村にあります。東日本と大村以外の收容施設におられるのは、收容期間が半年から1年の方がほとんどです。そこで、退去強制令書が出た後、退去を拒否、出国を拒否している人たちが東日本と大村に移送されて来ることになります。

以前の大村と東日本の地域的な分け方は、大村には大体、名古屋から西の方が移送されて来ていました。主に名古屋入管、大阪入管からです。ところが、3年くらい前からは東京入管からも来ています。バス1台に22人ぐらい乗せて一昼夜走り続けます。トイレもバスの中です。入管というのは、刑務所と違いますので、基本的には、普通は手錠はしません。けれども、この移送のときには、少ない人数の入国警備官で、22人を1台のバスで運びますから、その間ずっと手錠をされたまま移送されます。その行為に、やはり強く傷ついたという被收容者が多いです。「オーバーステイだけで、なぜ私は縛られないといけないのだ」という言い方をされる方もおられます。

三浦さんとも話は重なりますが、なぜ大村に被收容者がいるかということです。これは外国人で在留資格がないか、——大村入管に来た時点でないんですけども、もともとない、あるいは退去強制に当たる理由があって、退去強制令書が出た。出て、なおかつ自分は帰らないと拒否している人。退去強制令書が出て、当然それに従って自費で出る人と、あるいは強制力で執行される場合もありますけども、退去強制令書を東京とか名古屋、大阪で直接執行される例があるかどうかはよく分かりませんが、「帰らない」と言っている人で、收容から1年を過ぎた人は大体、大村か東日本に入ってくるということです。

最初にお断りしておかなければいけないんですけども、私は、今日は学生の方も結構おられるかと思ひまして、その目線で、分かるように話をしたほうがいいかと思つたんですけども、来られている方がご年齢のある方もおられて、いろいろな関心があつてとか、ちょっと関わろうかなという方がおられるかなと思ひますので、学生の方よりは、少し目線を上げ

て話をさせていただきます。

まず、外国人の定義ですけども、日本籍を持っていないということです。日本とどこかの二重国籍の場合は日本人として扱います。だから、外国籍のみを持った人、あるいは無国籍。ただ、大村にいる人で無国籍の人は基本的にはおりません。これは明らかな、別の庇護がありますから、無国籍だったら強制送還先がないので、これは少し別問題です。外国人という定義は日本籍を持っていない人が前提で、次に、先ほど言いました 3 カ月を超える在留資格がなかった、あるいは在留資格はあったけども更新や変更ができなかった。あるいは在留資格はあったが、懲役など実刑 1 年以上の刑によって服役が終わった後等、退去強制手続きに入った上で、出国命令——もう明らかにこの人は帰る。オーバーステイでも例えば半年程度とか、必ず帰る。お金もそういう意思もあって出てきた人については、出国命令ということはありますが、大方、退去強制令書が発布されたということです。

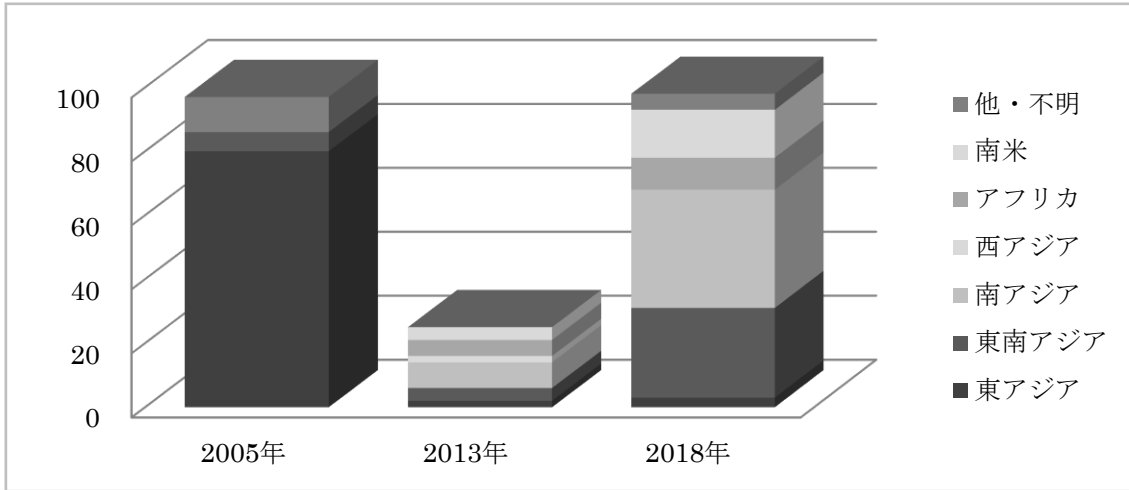
全件収容主義ですから、2~3 日オーバーしただけでも、とにかくとりあえず収容します。ただ、今、入管も忙しいので、ごく一部、全件収容主義から少しゆるくしたような場合もあります。あるいはオーバーステイでも、私たちと一緒に入管に出向き、「この人は出国しますから」ということであれば、その場は帰される場合もありますけども、1 人で行けば大体収容されます。警察だったら、派出所にそんなことを言ったら、その場で逮捕です。

大村で、こういう人もいました。先ほどの 12 月の浄水通教会のパーティに参加していて、私が忙しそうだったから話ができなかった人が、1 月に大村入管に入っているんです。このベトナム人に面会した際に、彼は私に「あなた、見たことがある」「どこで見たんですか」「先月、教会のパーティで見ました」「なぜ、そのときに声をかけてくれなかったんですか」「忙しそうだったから、声がかけれなかったんですけども……」。

その人は 1 カ月か 2 カ月のオーバーステイでした。入管に行って、「オーバーステイだけ帰る」と言おうと思って、その相談を私にしようと思ったけど、私が忙しそうだったからできなかった。その人はどうしたかという、別の日に派出所に行ったんです。ちょうど入管の場所が変わるときだったんです。福岡入国管理局の所在地が福岡空港から市街地に移るときで、派出所に行って入管の場所を聞いたら、その段階でもう捕まっています。警察は 1 件挙げたら表彰ですから、もうとんでもないです。入管に直接行くとか、入管に誰かついていく場合には、若干のお目こぼしがあったりしますが、とにかく、基本的には全件収容主義ですので、警察は当然そういう形でやります。

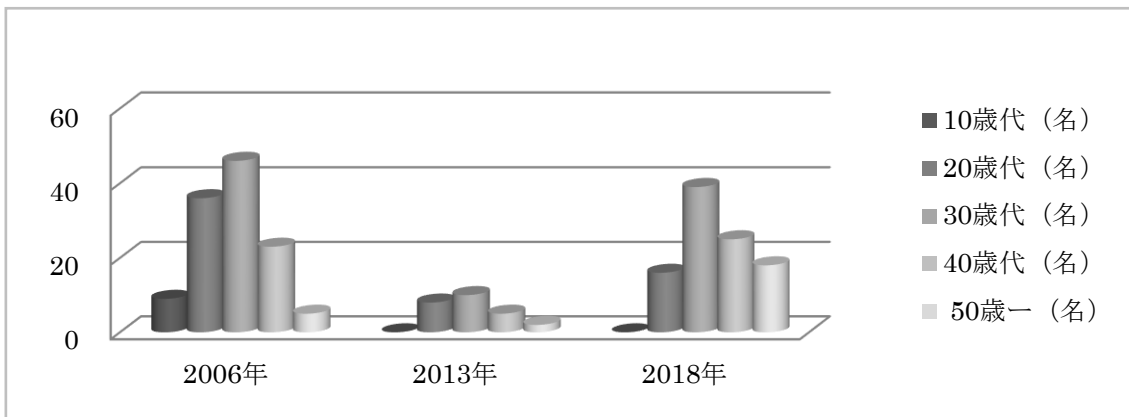
あと、本人が帰らない理由は、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団、または政治的意見を理由として迫害を受ける可能性がある、いわゆる難民認定の対象になるような人たち、あるいは母国で多額の借金、経済的な疲弊によって帰ることができない人たち。この母国での借金というのは実際にある場合と、そうでない場合もありますけども、特にスリランカ、ネパール、ベトナム辺りからは、大体 1 人で 100 万円以上の借金をしてきています。後でお話します。あと、日本に家族がいて、あるいは日本での生活が長い、こういう理由で帰らないという人たちが大村にはいるということです。

図表 3 被収容者の地域別内訳の変化（各年 10 月末）⁴



この図表 3 は、被収容者の母国の地域別内訳の変化のグラフです。今から 15 年前と約 1 年前との比較です。このときは、人数は 100 人ぐらいです。ちょうど同じ頃を比較したのですが、ここはほぼ全部東アジアとなっています。このときはほとんど中国です。ここがほかの国、これはブラジルというのが少しありますけども、この頃はほとんど中国だけでした。あと、人数が減ってだんだん多様化していますけども、これは 2010 年 10 月末の段階です。ここを見ていただくと、東アジアはこれだけです。少ないです。フィリピンは東南アジアに入ります。ここは中国、ここら辺は東南アジア、ベトナム、インドネシアです。ここは南アジアです。これは国連の地域区分によりますので、南アジアはミャンマーから、イランまで入っています。ここはアフリカ、これが南アメリカです。そういう意味では、ここに比べて、入っている人が非常に多様化しているということをここで覚えておいてください。

図表 4 被収容者の年齢別内訳の変化（各年 10 月末）⁵



次に、これは被収容者の年代別の内訳を比較したグラフです（図表 4）。14 年前と約 1 年前との年齢の違いです。この頃は、若い層、20 代、30 代です。この辺は主に中国の人ですから、中国の若い人たちがどっと来ていて、帰らない状態が続いていました。ここを見ていただくと、20 代は少し減って、30 代は変わらず、次に 40 代が増えているんです。これは主に南アジアの人たちで、経済的な理由で、一定の 30 代、40 代の生活がある程度できそうな、人生を経てきたような人たちが来ているということです。経済的な理由と、あとはもちろん難民性があるって出てきている場合があります。

図表 5 処遇状況（2019 年 10 月末）⁶

1 部屋の定員	10 名
1 部屋の平均収容人数	3～4 名
運動時間	（午前か午後の）2 時間半。 移動は「自由」。
シャワー	途中中断なく、10 時～16 時 30 分まで実施
洗濯等	土日も含む毎日。衣類の洗濯。 （午前 9 時から午後 4 時 45 分までの解錠時間帯は、設置されている自動洗濯機は毎日利用可能。洗濯機、乾燥機とも無料。）
テレビ	午前 7 時～午後 10 時
電話	KDDI 利用可能時間は未確認
被収容者の宗教、病気等を考慮した食事のパターン等	約 35 種類
収容区内の居室の開放（解錠）処遇	平日 点呼後午前 9 時～午後 4 時 45 分

これは、去年の 10 月段階の中の処遇の状態を表にしたものです（図表 5）。1 部屋には 3 人から 4 人、そして、運動が午前か午後の 2 時間半、これは、移動は自由です。前は連行しましたけども、今は自由です。シャワーは 10 時から 4 時半の間が自由になっています。洗濯はいつでもできることと、テレビはこの時間になっています。

「被収容者の宗教、病気等を考慮した食事のパターン等」のところを見ていただきたいんですけども、このとき 83 人ぐらい収容されている段階で、食事は 35 種類作っています。糖尿病が若干あるとかの健康上の問題、宗教の問題等で、少しずつの違いを含めて 35 種類、つまり 83 人で 35 種類というのは結構気を遣っているということにはなります。

あと、各部屋から収容区の共通のスペースへ行けるかどうかは、点呼の終わった 9 時半から午後 4 時 45 分までが開放状態になるということです。

図表 6 医療体制（2019年10月末）⁷

医師	内科 1、外科（消化器外科）2 の医師 3 名の非常勤体制。内科は月・火の午前、外科（消化器外科）は水・金の午前（計週 4 回）。 2018 年 12 月より精神科の非常勤医師による診察は月 1 回（午前）。
看護師	常勤 2 名、非常勤 1 名（1 名減）
薬剤師	0 名（医師が行う）
歯科医師	歯科医師 1 名が非常勤で、毎週（金の午前）の週 1 回
放射線技師	0 名（医師が行う）
臨床心理士	1 名が非常勤で月 2 回午後

これは医療体制です（図表 6）。先ほど三浦さんも少し言われていましたけども、2015 年から大村では常勤医師がいなくなりました。それまでの常勤医師は、当然、常勤ですから、1 人が担当しているんですけども、私たちから見ていても大変だろうなどは思っていました。なぜかといったら、中の人たちを 1 人でいろいろなことを受けないといけないというのは、とてもではないけども精神的に大変だろうな、受けられないだろうなど思っていました。その後、常勤医師を地元の医師会に募集しています。さらに厚生労働大臣を通して依頼していますけども、応募はありません。

そういう点では、交代で医師が来ているんですけども、この状態がいいかどうかについての評価は割れています。常勤医師はやはりとても務まらないだろう。分けてやるほうがまだいいだろう。ただ、その中で共通の認識ができるかどうかという問題ではありますけども。それで、2018 年の 12 月から、精神科の医師も月 1 回来ています。これは私たちも要求してきました。

話が最初に戻って、「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」、これは設立して 20 年以上たちます。私自身は 10 年ぐらいですが、福岡入国管理局との意見交換会、これは地域に住む外国人に対する処遇などいろいろな扱いのことをやり取りしています。大村入管とも、去年の 12 月 3 日にも意見交換会をしました。これは第 16 回です。つまり、毎年、16 年続けてきているんです。そういう中で、具体的な、細かな調整をしながら、中の人々の処遇を変えてもらうような形でやり取りしているんですけども、そういう中の要求として、一昨年ぐらいから、——本当は「拘禁性の」精神的な病気というのは、前から当然言われているんですけども、特に長期収容が多くなって、うつが多くなったり、あるいは 4 年ぐらい前は、自傷行為は 1 件か 2 件ありました。去年は 2 人か 3 人ぐらいの人ですけども、2019 年の 1 月から 10 月では 8 件ありました。大村移送前の履歴も含めて自殺未遂をしたことのある人たちは当時で数人おられたんです。

そういうこともあるので、精神科の医師に見てもらおうという行為は、周りにも当然知れるわけですから、普通の世間でもなかなか精神科の医師に自分でかかることはない。周りや家族が勧めたり、それも抵抗したりするんですけども、中で精神科の診療をすることがいいか

どうかはあるけども、本人から希望しないにしても、とりあえずやってもらうことによって、自分が同意したらそれを受けることは保障したほうがいいだろうということで要求して、去年 12 月から始まっています。看護師さんは常勤です。歯科医師も週 1 回入っています。

ここで、先ほど三浦さんから出ていましたけども、「ここはクリニックではない」と言われたんですけども、一応、小さなクリニックの設備は整えています。医療というのは、基本的に大村と牛久の場合は、退去強制令書が発布されて、送還するまでの間収容する機関という名目ですので、医療については明らかに異様さが確認されています。

それはどういうことかという、一番分かりやすいのは、温存治療はするけども、根治はしない。歯でいえば一番分かりやすいです。歯が痛いのは治療するけども、埋め戻して噛めるようにはしないということです。

例えば刑務所経由で来た人が、よく「刑務所では医療をいろいろやってくれた。だけど、ここではしてくれない」と言うんですけども、刑務所とこの違いは何だと思えますか。刑務所は、労働力を復元して社会に帰して、社会の一員として働けるような状態です。ですので、刑務所の医療は、結構労働力を回復させるまでやります。ところが、この入管施設の医療は、特に大村の場合は、送還までの間、一時的に収容する機関ですので、医師は診察はするけども、治療はどこまでできるかといったら、中の人たちが爆発しない程度、死なない程度というのが基準のようです。

だから、歯が痛くてたまらず暴れまわるとか、周りに影響を与えるというのは少し抑えるけども、あるいは死ぬ直前までなかなか手を出さない。死なせることはできないので、そこでは、その対応をする。だから、対処療法はするけども治療はしないんです。再建の治療だとか、根治はしない。ですので、ここに常勤医師がいても、この医師は、医師としての使命を果たせないんです。医者というのは、人を助ける、命を救う。診立てをして、治療する、治すのが医者ですので、ここにいる医者は、医者としての本分を發揮できない。欲求不満がたまるだろうなというのは、私たちから見てもそう思います。

大村入管の中での医療は非常におかしい、全然治療してくれないというのは、そういう理由なんです。かといって、公文書では、「ちゃんと診察する」となっていますが、こういうことまではやらないとまでは書いてないけども、もともとの大前提である、先ほど言いました「入国者収容所は送還まで収容する機関である」というこの規定によって、医師はそこまでは手を出さないというのは、表には出しませんけども、そういうふうになっています。

ここで面会活動をされたことがある人はおられますか。(何名か挙手) ありがとうございます。

一般的に、例えば入管の施設に入っている人たちの人権を問題にし、あるいはそこから出しなさいというのは簡単なんですけども、それは中に入っている人を全体で 1 つにまとめて言っていると思うんですけども、実際は、個々人でそれぞれケースが違います。先ほど三浦さんも言われました。国も違えば、宗教も違えば、教育の度合いも違うし、その社会体制も違うし、親の関係とか、言語も当然ですけども違います。ただ、大きく言えるのは、中

の人が持っているのは、母国でのいろいろなこと、これは主に悩みが多いです。日本でのいろいろなこと、これも、どちらかというとなんまりのほうが多いです。この2つがあった上で、実際に、現に入管に入っていること、この苦しき。これからどうなるだろう、この4つを大きく抱えているということです。

ここからはお手元の資料に入れていますが、例えば母国のことと言ったら、一番分かりやすいのは、難民に当たるような人たちだったら、国において内戦で自分の身が危ない、家を放棄せざるを得なかった。あるいは部族間の争い、そういうので国外に脱出せざるを得なかった。あるいは難民認定して欲しくて出た、あるいは自由がない。あるいは一般的に言えるのは、先ほど言いました国の多様化は、特に南アジアとアフリカが多くなっていますけれども、それは割と経済的な理由で、仕事がない、貧しさ、それで、仕事を求めて借金をして出てくる。

仕事を求めて、というとき、もちろん観光ビザ（短期滞在）で来て、あるいは偽造パスポートで来る場合もありますけれども、技能実習という制度で来た人であっても、実際は実習ではなくて、ただの労働によって収益を得ようということを目的にしている。受け入れる側もただの労働力としてしか見ていませんけれども。あと、本当に勉強したいという人もいますけれども、昨今問題になっている日本語学校、専門学校の留学生は、勉強しながら働くことができるという甘言に釣られて来るし、誘う側もそういうことです。

どちらも、国で100万円ぐらい借金をして来ています。100万円というのは、完全に悪意のブローカーに払うだけではなくて、実際に技能実習でも、「国でやっている仕事をレベルアップするために日本に勉強に来るのだ」ということになっているんです。そうすると、国で一定の仕事をしていることにするために、入国前に業種の内容を訓練して体裁を整えるんです。実際は、日本のどの仕事も金になるかということで、行きやすい仕事に合わせて送り出し機関で学ばせられるんです。

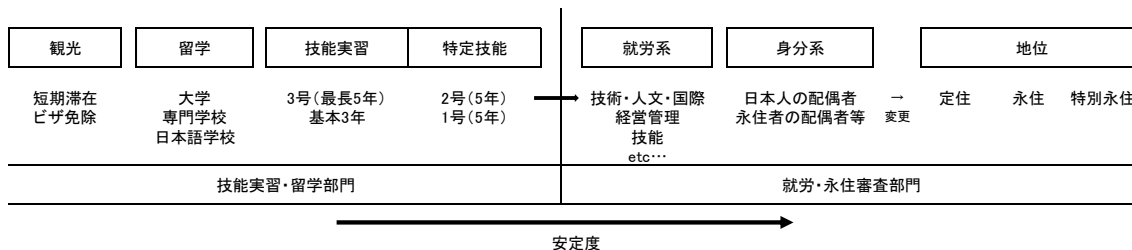
それと、送り出し機関の手数料、そして、日本語も少しできないといけないので、例えばベトナムの政府が認めた技能実習の送り出し機関は、日本語の勉強と、ある業種の基礎的なことを勉強させること、これで金をもうけているんです。それが送り出しの機関です。だから、100万円近くというのは、実際、実費でもそれぐらい要ります。

勉強のほうもそうですけれども、日本語学校、専門学校とか大学に本当に入るつもりで来る人もいますが、働く目的で来る人も含めて、日本語学校に入るには一定の日本語の勉強をやったことにならないといけない。そういう点では、ただの送り出しの機関ではなくて、向こうで日本語学校をやっている、そこで何時間か履修させる、それでお金を取る。そして、送るのに手間賃を取るということで、この両方とも大体、本国で100万円以上のお金を払って来ています。

あと、これは少し大まかにお話をしますが、その人たちが例えば観光で入る、あるいは留学で入る、技能実習で入る、あるいは実際に働くということで、4年制大学を出て、働く目的で来る人もそう多くはないですけれども、います。あとは身分関係、つまり日本人と結

婚してとかいうことですが、入ってくるのは主にここら辺が多いです（図表 7）。

図表 7 関連する在留資格の大別とその安定度のイメージ⁸



これら（留学、技能実習等）は、いくら頑張っても永住には全然関係ないんです。入管の中では、こちら（技能・人文・国際、定住者、日本人の配偶者等など）は永住系です。こちらの技能実習・留学系とは部門が分かれています。こちら（技能・人文・国際、定住者、日本人の配偶者等など）は何年間か経験して在留資格が更新されたりしていくと、永住につながっていく可能性はありますけども、こちら（留学、技能実習等）は本当にただの労働力。それで、外国人ではなくて「外国人材」という、労働の人材として扱われる例が多いんですけども、入国するのは大まかにはこういう理由が多いです。

日本に入ってから抱える問題で、一番共通するのは言葉や社会制度が違う、知人が少ない、支援体制があるのか、どこにあるのか。在留資格は本当に更新できるだろうか。こういうことの中で、外国人がばらばらに自分1人で悩むか、あるいはその悩みにつけ込んで金にしようとする悪どい業者とか、ブローカーが入るとかがあるわけです。入り口で言えば、難民認定を求めてきた人たちは、ご存じのとおり、2018年には42人しか難民認定されていません。

日本は、アジアや中東、アフリカでも経済援助は結構やっているんです。そういう点では、日本に対する評価は良いです。日本は軍事ではなくて、割と経済的に結構支援してくれているので、良い国だと思って、かなり期待して日本に庇護を求めて来ます。けれども実際は難民認定42人で、そして、難民性があればあるほど、入管の対応の酷さに対する絶望がすごいんです。

入管の場合は、もちろん空港で難民の申請をして、「私は難民です」と言って行っても、場合によっては、その場で適正なビザ（入国査証）がなかったら帰される場合もあります。難民申請をしても、難民性が高いからといって、その場で仮の在留資格が与えられて働けるような、一定程度食っていくことにつながられるのは、ごくわずかです。

そういう点では、本当に難民として助けて庇護してもらいたい人は、欧米の中では日本が最低だ、何ていう国だ、という絶望ですね、この場合は。

あと、勉強もですが、働くことが目的だという場合は、借金を返済して、次の年度の学費の準備をして、現在の生活費を賄いながら勉強というのは、まず成り立たないです。本当に真面目に勉強しようと思う人たちも続かないです。そこで、落第、疲労、絶望でオーバース

テイ状態になる場合も多いです。

あと、仕事を求めてという場合、一番大きいのは技能実習ですけども、技能実習というのは、本国で一定の、例えば建設業の仕事をしていて、その技術を日本で高めて国に持ち帰るという建前になっていますけども、実際はそんなことはないです。例えばベトナムから来る人も、日本で習うことはベトナムと建設方法が違うから役立たないと言うんです。ちゃんと研修すると言うのであれば、仕事の全体像を見せて、その中で、あなたのやっている仕事は今ここだよと教えることが必要です。少し丁寧に仕事を教えるのが当然ですけども、建設業でも片付けとか、一番ひどい仕事ばかりずっとさせている。場合によっては、1年間はとにかく一番最低の仕事をする。ただ、それがもう3年も続いて、全然成長しないまま。あるいはパワハラがあります。あるいは言葉が通じない。

業界用語で、「指示が通る」という言い方があるらしいです。ある業界で、特定の言葉を言ったら、ある行動をしないとイケない、そういう言葉だけはベトナム本国で習ってくるんです。そういう日本語、仕事の指示にちゃんと従えるような言葉、業界用語だけは習ってくる。ただ、その人が、例えば生活するとか、労働とかで、いろいろな条件を充実させるような、いわゆるエンパワーメントのための制度もそこへのアクセス方法も言葉も与えないのが日本の政府です。それは業界任せで、業界はただ指示語だけを教えて、要らないことは教えない。

例えば、神奈川ではキリスト教徒の技能実習生が教会に行こうとしたら、その行為を理由にして雇い主側が本人を強制送還した例があって、それは裁判になっています。日本人よりも、割と東南アジアとか中東の方々は宗教に対する信心が高いですが、宗教の自由さえ妨害しようとすることも発生しています。

大体、雇い主は技能実習生が職場から外に出るのを嫌がります。職場のすぐ近くに、寄宿や集団で住むところを作って、そこからほかに連絡を取ることもさせないということが多いです。ですので、例えば技能実習生は、最初は国民健康保険、その次は協会健保の社会保険に入ることが義務になっていますが、入らないままにしておいても、その人がほかにつながらないだろうという条件下で土日なく働かせる場合もあります。そういうパワハラとか、借金の返済をしたいけども、もともとと言われていた給料をもらっていない。寄宿舎のいろいろな食事代、電気代と過剰に取られて、お金がない。あるいは仕事がないのに待機させられる。

日本人だったら、ある会社で働くことになり、仕事がないときは「今日は仕事ないよ」と言われたらお金にならないわけですから、それが続くと、その仕事を辞めて転職しますよね。技能実習生は転職の自由がないです。一応、今は転職する技能実習には、転職先をあっせんしないとイケないということになっていますけども、今でも本当にやっていません。そういう中で、途中で強制帰国させられたり、あるいは逃げたりということがあります。特にベトナムの人は、「助けに行くから、ちょっと待っていて」と私たち支援者が頼んでも、先に自分で逃げてしまったりするんです。それはなぜだろうか。ほかの国の場合はあまりそういう

のではないんですけども、特に技能実習のベトナム人の場合はそれが多いです。

あとは、日本人と結婚できた人でも、子育て、仕事の関係で配偶者に頼ってしか社会とつながらない場合は、特にこの人たちは、配偶者から、子どもだけつくったら、あとは「おまえはいらない」と言われて、在留資格の更新のときに保証人にならないとか、そういう案件が何件もあります。それで、離婚させられたけども在留資格の更新ができなくて、帰らざるを得ないとか、非常に悲惨です。

少し話が飛びますけども、外国人にとって一番弱いのは何かということです。日本人には想像つかないでしょうけども、在留資格を自分で更新する力がある人は生き残っていきます。ただ、多くの人が、仕事を切られる、あるいは配偶者から一方的にひどいことをされて捨てられても、自分で仕事を探す、あるいはそれに代わる在留資格を取って、その社会の中で根付いていくことができない。ほとんどの人ができていません。それは10年たっても、20年たってもできない人が多いです。外国人にとって一番弱いのは、在留資格を自分で更新できない、この弱さを見て、日本人が外国人を支配していく形が多いです。

図表 8 大村入管で被收容者が 5 人以上の国籍の被收容者の大まかな傾向（試案）⁹

類型	A	B		C	D	E	
国籍	ベトナム	スリランカ	ネパール	イラン	ナイジェリア	ブラジル	ペルー
收容人数	5	11	7	9	5	13	11
人数順位	6	2	5	4	6	1	2
入国時の在留資格	「留学」「技能実習」等	主に「観光」「観光」ビザ免除協定含む）、ビザなくトランジット経由地の日本の空港で「難民」宣言もあり	主に「観光」「観光」ビザ免除協定含む）	主に「観光」、ビザなくトランジット経由地の日本の空港で「難民」宣言もあり	主に「観光」「観光」ビザ免除協定含む）	多くが「定住者」（日系3世）、数年で「永住」許可を得る場合も	多くが「定住者」（日系3世）、数年で「永住」許可を得る場合も
刑事罰1年以上の実刑	少しいる	ほぼなし	ほぼなし	多い	多い	多い	多い
退去強制事由	所属先からの離脱等、オーバーステイもあり	条約難民にあらず、オーバーステイもあり	条約難民にあらず、オーバーステイもあり	刑事罰による1年以上の実刑が多い、オーバーステイもあり	刑事罰による1年以上の実刑が多い、オーバーステイもあり	刑事罰による1年以上の実刑が多い	刑事罰による1年以上の実刑が多い
退去強制令書に従わず留まろうとする主な理由	国で借金	難民性あり、国で借金	難民性あり、国で借金	難民性あり、帰国で危害を受ける	難民性あり、家族が日本にいる	家族が日本にいる	家族が日本にいる
滞在年数	1～3年が多い	1～3年が多い	1～3年が多い	20年前後、1～3年のことも	15年前後、1～3年のことも	(15歳頃に来日し)15～20年が多い	(15歳頃に来日し)15～20年が多い
日本にパートナーや子どもがいるか	いないケースが多い	いないケースが多い	いないケースが多い	日本人のパートナーがいるケースは少ない	日本人のパートナーがいるケースは少ない	日系人あるいは同国人のパートナーがいるケースが多い	日系人あるいは同国人のパートナーがいるケースが多い
難民申請	(ほぼ)なし	少数の人が申請	少数の人が申請	過半数が申請	約半数が申請	申請はほぼなし	申請はほぼなし
難民申請理由	政治的対立相手からの迫害のおそれ、借金元による脅迫のおそれ	政治的対立相手からの迫害のおそれ、借金元による脅迫のおそれ	政治的対立相手からの迫害のおそれ、借金元による脅迫のおそれ	生来の宗教からの改宗、反政府デモ等の理由で母国での政治的迫害のおそれ	宗教を異にする民族・部族からの迫害のおそれ、反政府デモ等の理由で母国での政治的迫害のおそれ		
日本からの強制送還者を母国機関が引き取るか	引き取っていると思われる(送還事例あり)	現在、引き取っていると思われる	不明	現在、引き取っていないと思われる	現在、引き取っていないと思われる	引き取っていると思われる(「強制送還」と思われる事例あり)	不明

この図表 8 は、去年の 12 月に、大村入管から回答を得た去年 10 月時点の被收容者が 5 人以上の国について大まかな傾向をまとめたものです。

ベトナムの人は、就労が主な目的で来日した留学生、あとは技能実習で来て、オーバーステイの人もありますけども、日本には家族がいない人が多いです。

一番右のブラジルとペルーは、日系人です。入ってきていますから、もともと在留資格はあり

ますので、偽装はあまりありません。日本に家族がいる例が多いです。同国人との結婚が多いですけども、日本人と一緒にいる例はやや少ないです。大村に入っているのは刑事事件を起こして服役後に移送されている例が多いんですけども、ほとんどが大体 15~17 歳で来た日系 3 世が多くて、日本の社会からはじかれているんです。だから、割とコミュニティがしっかりしているというか、場合によっては、そこで薬物をやったりするんですけども、ただ、よく聞くと、やはり日本社会から疎外されている。あるいは中学校の後とか、高校辺りの教育を受けていない、そういうことがもともとあるので。だから、刑事事件による服役を経てここに入っているから、この人たちがどうこうということだけで見ないでいただきたいということです。戦後の人余り解消のために、政府の鳴り物入りで中南米への移民が奨励され、日本の高度成長期には労働力不足を補うために来日を奨励され、リーマンショック後にはお金を持たされて帰国を促された人たちです。日本政府による移民政策のジグザグの犠牲者、日本による棄民であるとの視点でも検討されなければならない人たちです。難民性はほとんどないようです。

そして、ナイジェリアです。アフリカの場合は、割と観光ビザで来て、日本人と一緒にいる例が多いです。ただ、この人たちは、どちらかという、部族間の宗教的な争いを含めて難民性のある人も結構おられます。

それから南アジアのスリランカ、ネパール、イランについてです。1990 年の頃に 30 万人近く、いわゆる「不法滞在」があったということですけども、この中の何人かは、もう 20 年、30 年、日本に普通に暮らしています。普通に働いて所得税を払って、ただ、住民登録をされていないので社会保険等はほとんどない方が多いですけども、20 代に来て、50 近くまでいて、人生の半分以上、自分の意識的な人生の 30 年ぐらい日本にいる人は、国に帰されたって、それはやりようがありません。例えば欧米だったら、これは恩赦で大体在留資格を与えられる案件なんです。

このうちイランの場合は、最近、国から逃れてきて、空港で難民申請をする人がいます。生まれた生来の宗教と違って変えた、あるいはもうご存じのとおり、イランでは反政府デモをやると、60 人、100 人殺されますから。この 1 月ぐらいでもトータルでは 200 人ぐらい亡くなっていると思いますけども、最近入ってくるイランの人は難民性が高いですけども、それでも、日本入管は、1 年たっても 1 年半たっても、難民申請をした人の結論を出さずに、「国に帰れ」です。イランとトルコといたら、安倍政権が中東で一番親しいと思っているんです。だから、そういう政治の影響で、本当は難民条約に入っているけども難民認定しないという配慮があるのではないかと思っています。なお、自国を出国する時に、無事に出国するために、あるいは日本への入国を果たすために、偽造パスポートを使って入国した人もおられます。欧米では、偽造パスポートであるからと言って、難民認定に支障があるということはないようです。入国後、本国の家族や、日本で知り合った人との家族生活を維持するために、正規で働けないので薬物に手を出さざるを得なかった人もおられます。単に犯罪を犯し、刑務所で服役したことがあるとしても、その人の歴史、置かれた状況をしっかり聞いて

て、想像して見る必要があります。

もう1つの傾向は、スリランカ、ネパールは最近多いです。ここはどちらかというと、経済的に疲弊している部分が多くて、だけど、最近入った人たちが多く、日本には家族はいなくて、犯罪とかもあまり起こしたということはないです。実は経済的な難民なのかなど思いますけども、一部には難民申請する人たちがいて、理由がある場合もあります。

ここで同じ国の人だからといって、同じ1つの集団でもないし、個々人それぞれ違うのだけでも、国によって、あるいはある程度の時代性によって、それなりの類型が分かりますよということです。ただ、それぞれ人によって全部違いますので、全部をここにまとめようとは思っていません。

あと、入管に収容されたら、言葉が分からない、入管法制を知らない。なぜここにいるの？これからどうなるの？難民認定されるか、仮放免なのか、強制帰国なのか、自費出国なのか、被収容者たちは非常に不安を持っています。そういう点では、本当に難民性のある人でも難民認定は厳しい。あと、中には長期収容で、刑務所から経由して9年の人もいます。入管だけでも一番長いのは6年です。そういう人たちは、長期収容で拘禁性のうつだとかになっていたりします。東京地裁では、うつ病の人の仮放免をしないことは違法だということで裁判で勝っており、うつ病の診断書が出ている人の場合、最近は割と仮放免はされています。あと、母国とは、国際電話がありますから、発信可能という点で通信は取れることになっていきますけども、お金がないとか、家族に心配をかけないために連絡を取っていない人たちもおられます。

あと、支援者は面会するとき、病的ではないか、面会相手の被収容者に支援をする人たちが本当にいるか、弁護士さんがついているか等をまず確認しますが、その方の母語が通じないとかあります。大村の中の共通語はやはり日本語です。同じ国の人言葉は通じる場合もありますけども、共通語はどうしても日本語になるんです。そういう中で、十分に言い切れない場合がありますが、面会して、何らかの情報を得ることができて、支援にはなるのでやるわけです。本質的には、弁護士さんがしっかりつく場合は、弁護士さんは通訳を入れて、しっかり取材することになりますけども、一般の面会の場合は、そこまではなかなかやれないです。

この入管の収容の問題は、一応、退去強制令書が出て、送還までの間収容する機関となっていますけども、ここにありますが、裁判所は一切関与していません。日本の逮捕令状は、裁判所が出して、期限があつて、それを更新していくんです。あと、勾留についても、日数が決まっていますが、退去強制令書による収容の場合は執行期限の規定はなく、裁判所も関与しません。だから、いつまでも続く。それで、ここでは、入管から出る方法として、自費で帰国するか、強制送還される、あるいは日本国内だったら、仮放免とか、難民申請がありますけども、仮放免されても、働くことが出来ず、いつまで仮放免なのかの決まりもなく、いつまた収容されるかも知れまいと言う不安があります。仮放免されても「見えない檻」にいるのと同じで、これも収容と同様に厳しいです。それで、仮放免申請も出してない方も

おられます。

これは、長期収容の後、どうなるか、先ほどこちょっと言いましたけども、母国への強制送還。国によっては、イラン、ナイジェリアなどは、この強制送還を受け入れていないようです。この護送官がついて強制送還されれば、母国では取り調べを受けます。自分で出る、同意して国費で出国する場合、必ずしも母国に帰らなくてもいいようです。日本から出て、ほかに受け入れるところがあれば、探す道もまだある。護送官付きの強制送還の場合は、母国まで送られるし、母国で取り調べを受けて、恐らく、それから何年間かは母国を出られないのが現実です。

先ほど言いました、難民認定はなかなか出ないということですが、今まで、10年ぐらいのうち、大村に入った人たちで、その後、仮放免された人たちは全部どうなったかというのは、当然、把握はできないわけですけども、大村から出た方で「あの人は難民認定された」という話を聞いたことはないです。あと、仮放免については、仮に出すということで、28日毎に審査があつて、それが延長になるかどうかですけども、いつでも収容されます。退去強制令書は期限がありませんので、送還されるまで、この令書はずっと有効です。以前は仮放免がよく出ていたんですけども、今は重篤な病気に罹患しない限りは出ていません。

それで、仮放免の人は、仮放免許可証というA4の1枚の写真付きの紙があつて、これが一応身分証にはなりますけども、住民登録も当然ありませんし、ほとんどの社会保障は何も受けることはできません。結核とかになったら、ほかの人に害を与えるから、法律で広げないために処置されるだけで、まさに「見えない檻」です。仮放免自体も本当にいつまで続くか分からない、ということになります。

この新聞記事は2018年、サニーさんが亡くなる1年前に出たものです。そのときでも長期収容が大きな問題になったんですけども、ごく簡単にお話しします。

図表9 大村入管における長期被収容者（6カ月以上）の割合・仮放免・強制送還の経年変化¹⁰

番号	項目	単位	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	単位
			(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	
収容施設及び被収容者の状況についてすべて男性														
1	収容人員	名	44	26	22	26	25	20	44	60	105	98	83	名
2	(大村入管センターでの)6ヶ月以上の長期被収容者	名	5	10	9	21	12	8	9	20	46	81	80	名
7	仮放免許可の人数	件	15	36	14	17	17	23	32	48	19	9	26	件
8	うち帰国準備	件									5	4	2	件
9	帰国準備を除く仮放免許可の人数(番号7-番号8)	件									14	5	24	件
10	仮放免許可期間が14日の件数	件											11	件
11	(送還者)うち送還忌避者	名				1	0	2	2	1	3	5	12	名
12	自傷行為件数	件	1	1	0	0	0	2	0	2	3	5	8	件

これは、私たちが大村入管センターとの意見交換会の中で出てきた回答での一部です(図表9)。収容者が、例えば去年は83人いて、83人中80人が6カ月以上の収容です。そして、去年の1月から10月、仮放免は26人になっています。ここを見ると、例えば20人、30人でも仮放免は17件とか23件とか出ていて、ここら辺までは多いです。60人に対して48人。ここで、100人もいるのに仮放免は19人しかいません。ここはぐっと減っていま

す。だから、その後に、中の皆さんの不満が溜まっていったんです。病気になったりとか、もうたまらないということになったんです。なお、9人の仮放免のうち、帰国条件付きは4人で、あと、引くと5人なんです。5人のうち1人はがんだから投げ出されたんです。自傷行為もご覧の通り増加しております。

去年の26人というのも、7月から10月の期間ですが、実際はサニーさんの亡くなった後、そのうち、1人は2回も仮放免——いったん出て、再収容されて、また仮放免が出ていくように、1人で2回出ている人もいるし、がんとか脳梗塞で仮放免が出た人もいるので、実際は20人程度です。ここ（送還忌避者）は強制送還です。強制送還の数も増えています。強制送還は、本人の意思によらず送還されることです。

本当に、皆さん、サニーさんが6月24日に亡くなったということで衝撃を受けられたと思うんですけども、私たちは、この日は来るだろうと覚悟しておりました。なぜかといったら、去年の4月、摂食拒否をした人がいるんです。いわゆるハンストです。ハンストは、普通は何かの意思が伝わったらやめるのをハンストと言うんです。この人は絶望なんです。この人は特に難民性の高い人で、日本に来て救われると思ったけども、現実に入管に収容され、難民認定もほったらかしにされ、仮放免も出ず、帰国を勧められる等の対応に、絶望したんです。そして支援の人にも迷惑かけた、私はもうこのまま死んでいいですと。もう骨になって、ここで埋めてもらったらいいといった絶望型なんです。

絶望型の人は医療も要らないと言うんです。強い意思で拒否というか、もういい、医療もいらない。そういう人は、いろいろな手立てをやりましたけども、本当に私たちには救いようがないと思います。入管側も死を回避する具体的な方法が見出せず、われわれもできない。去年5月には11日間の長期の休みがありました。私たちは、もう11日間の面会できない期間中に、この人は死んでしまうと思いました。もう助けられないと思いました。だけど、この人は、直前の26日の3時になって、説得を受け入れたんだと思うんですけども、入院してくれました。このケースは助かったけども、本人が絶望して、本当に医療も拒否する人については助けようがない、と強く実感しました。

そうこうして、ほかにも何人か出ているうちに、ほかの支援者とも、人が多くてなかなか把握できていないですねと話しをしているうちに、サニーさんが亡くなりました。サニーさんについても、私たちは「食べていない」という情報を受けていて、面会もしましたけども、1回は拒否され、次に別の面会者が会ったとき、最後の言葉を話したと言います。本人がおられないので、分からないことですが。

そういう点では、私たちも反省して、ここではサニーさんの死についてどうこうということ以前に、サニーさんの死と同じようなことを繰り返さないために、すぐやらないといけないことがあると。そのために、例えば、自ら摂食拒否する人、あるいは意思によらず食べない人、そして、突然、摂食拒否した後は心臓がばこばこ鳴って、その後は突然死の可能性もあるらしいんですけども、うつとか、精神不安定とか、自傷行為に及びかねない人、精神疾患、あるいは脳血管系、あとは、がん。こういう人たちがいっぱいいたんです。

ですので、いわゆるハンストでサニーさんは亡くなった、そのことを問題にされますけども、そもそも長期収容そのものがいろいろな困難な事態を生み出すんです。摂食拒否をしなかった人たちも、いくらでも病気の人たちがおられて、命が危なかった。それで、その後、2週間に1回ずつ、とにかく対象の人をリストアップして、全部追いかけてやろうとしましたが、それで、やっと12月末になって、接触拒否者がいなくなって、一応、ハンストは終息しました。ただ、今、3度目の収容をされた人が、またハンストを始めた人がいますけども、一応、基本的には一連の摂食拒否の動きは終わりました。

この被収容者は、摂食拒否でもない、退去強制でもないんですけども、パワハラを受けて、技能実習から逃亡したんです。その被収容者が、日本で別のフィリピンの永住の女性と一緒に住んでいて、その人には子どもがいたんですけども、この人はその女性のために6年ぐらい同居していて、生活が成り立っていたんです。入管ではおそらく家族として3年、法律婚ではなくても、事実婚でも3年の実態が確認できるんだったら、ファミリーができていて、一定配慮するから、私は、これは仮放免になるケースだなと思っていたんですけども、彼は諦めて自費出国しました。

この被収容者は漢和辞典を差し入れしてくれと言って、新聞まで読むんです。努力していました。温厚な人でした。年齢は三十何歳ですけども、すごくできた人で……。この例を出したのは、従来は、一般には日本で、日本人と一緒に住むか、同じ国同士で家庭をつくって、それを引き裂くことを想定されるかもしれませんが、今はもうその次を行っているんです。

日本で、言語も違う、宗教も違う、日本で初めて知り合って、共通語が日本語で、そこからほかには生活しようがない。どちらの国にいても大変だ、ここ日本でしかできない、そういう家族が出てきているということ、それは正規か非正規か分からないけども、そういう家族ができています。そして、このファミリーの重要な構成員であるこの被収容者を自主帰国に追いやるのが入管です。ということだけ覚えておいてください。

ということで、まとめをします。仮放免の柔軟な許可を下さい。あと、欧米並みの難民認定をしていただきたいということです。現状は、サニーさんの死がありました。これを非難するのは簡単ですけども、事実上、このように絶望型の人の死を止める方法はありません。入管側も、われわれの側も。これは本当に。ですので、また出かねないと思っています。ハンストは、一定の意思表示を達成したら止めます。でも、大村で摂食拒否する人たちは、そうではない。仮放免も出ないんだったら、もうやめない、医療も受けない、死んでもいいという覚悟ですることが多いです。それはずっと続いていました。そういう点では、長期収容そのものが人権侵害にとどまらず、生きることを絶望させる。

これは入管への要請ですけども、難民申請者や、日本に妻子がいる、家族がいる、医療的ケアが必要な人、6カ月以上の被収容者に対しては、仮放免を許可してほしいということ。ただ、がんとか半身不随も、先ほど言いました放散的に仮放免を出しているんです。もう中で面倒を見られないからと。この人たちについては、公的医療保険が使える90日以上在

留許可を出してほしい。あと、欧米並みの難民認定を。明らかにイランやトルコに対して出していないのは、非常に安倍政権の政治的な判断、相手の国との関係を壊したくない、それだけのことです。そして、被収容者、あるいは仮放免者に対して、家族を引き裂くような、自主帰国の強要はやめるべきだということです。

最後に、冒頭に所長から「現場に立つこと」とのお話がありました。皆さん、実際に立たれている人も結構多いと思うんですが、この前、亡くなられました緒方さんの言葉で、「重要なことは苦しんでいる人に関心を持ち、行動をとることだ」、この言葉を改めてかみしめながら、今日のお話を終わりたいと思います。(拍手)

三浦：竹内さん、ありがとうございます。これから、10 分間の休憩をとりたいと思います。3 時 45 分から後半のパネルディスカッションを開始します。

この間に、皆さんに入り口でお配りしました A5 版の小さな紙があると思います。そちらに、質問ですとか、もう少し深掘りして聞きたいことなどございましたら、ぜひお書きください。いただいた質問等に答える形でパネルディスカッションを進めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

パネルディスカッション

三浦：皆さん、お待たせいたしました。後半のパネルディスカッションに入りたいと思います。皆さんからいただいた質問に、登壇者の方にお答えいただく前に、パネルディスカッションから壇上に上がっていただいております APFS の吉田さん、並びに元非正規滞在の N さんから、簡単に自己紹介をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、吉田さんからお願いします。皆さんのお手元にホチキス留めでお配りしている資料の最後の 3 ページが APFS の資料になりますので、そちらをご覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

吉田：皆さんこんにちは。東京板橋にあります外国人支援団体 ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY (APFS) 代表の吉田と申します。よろしくお願いします。

今日は、非正規滞在者が議題になっているということで、こういった方たちと APFS の関わりも含めて、簡単に団体の紹介をさせていただければと思いますので、資料を見ながらお聞きください。

APFS は、1987 年——もう 30 年以上前ですけども、日本人の青年がバングラデシュ人の留学生と出会って、かれらがいろいろな困難を抱えて日本の社会で生活しているのを知って、何かできないかということで設立された団体です。

私たちが常に大事にしているのは、相互扶助という考え方です。一方的に日本人が外国人を支援するというのではなくて——もちろんそういう場合もあるんですけども、困難や問題を抱えた外国人の方が、その問題が解決した後に、ほかの問題を抱えた外国人の支援を

する。例えば通訳ですとか、翻訳、自国のコミュニティにつなげる、情報を与えるといったことで、最終的にはかれらの自立を目指す方向で、相互扶助の考え方を常に大事にしながら活動しています。

いろいろな活動をしているんですけども、スタッフは専従が今たった2名です。2名でもいろいろな活動ができるのは、ボランティアの皆さんに支えられているからです。先ほどからお話ししている三浦さんにも、学部生のときにボランティアとして関わっていただきまして、いろいろやっていただきました。学生さんもいらっしゃいますし、リタイアされた方もいらっしゃいますし、社会人の方もいらっしゃいます。日本人の方もいますし、留学生の方もいらっしゃいますし、日本人の配偶者の方もいますし、本当にいろいろな方が APFS を支えてくれています。

会員が 3,900 名おりますけども、これは 30 年以上の活動をとおしての総数です。多分半数ぐらいはもう帰国しているかなと思いますけども、このうちの 100~200 名ぐらいが、直近で相談を抱えていたり、ボランティアとして参加したり、いろいろ関わっていただいているという形です。

どのような国の方が多いかといいますと、圧倒的にアジアの方が多いです。やはり設立の経緯もあるので、バングラデシュの方も多いですし、フィリピン、イラン、ミャンマーの方も多いです。最近では、アフリカの方もすごく増えています。ガーナ、ナイジェリア、カメルーンですとか、いろいろな国の方がメンバーになっています。

活動内容は、主に①解決型相談、②多文化共生社会に向けた各種シンポ・イベント開催、③外国人および日本人ボランティアの育成、④多文化化する地域社会の調査・研究、⑤行政への働きかけ・政策提言です。このうち、重要視しているのは①と⑤です。

①の解決型相談というのは、一般的な相談の場合、「あなたは役所に行ったほうがいい」とか、「入管に行ったほうがいい」とか、交通整理型相談と言われる形態もあるんですけども、私たちは常に解決型相談を目指そうではないか、ということをやっています。これは問題を解決するまで、必ず一緒に寄り添って行動していくということで、これをメインに相談活動をしています。相談は、新規で年間約 150 件ほどあります。プラス継続相談もあります。主に在留相談、ビザの問題が多いです。あとは労働問題、生活に関わること——税金であったり、子どもの問題、教育……そういうこともすべて、何でもしています。

「正規、非正規に関わらず支援」というふうに書かせていただきましたけども、ビザがある、なしに関わらず相談を受けていますので、うちのメンバーさんはビザがない方も本当に多いです。なので、正規化のためにアクションをしているということがあります。

このような相談活動をとおして、どういった外国人の方がどのような困難や問題を抱えているかということを知って、それを⑤の行政への働きかけ・政策提言ということで訴えていくという、この①と⑤をメインに私たちは活動しています。

今もお話ししたとおり、メンバーはやはり非正規滞在の方、非正規滞在の家族の方も多いです。ですので、非正規滞在の外国人との行動として、これはさかのぼることかなり昔ですけ

ども、1999年から2000年に一斉出頭行動を行いました。当時、ビザがない人たちは、職場と家を往復するだけのような生活をしている人も多くいました。なるべく警察に捕まらないようにひっそりと暮らしていた人たちが、権利としての在留を求めて、入管に一斉に出頭したんです。自首みたいなものですけども、今までビザがないことを隠してきたのに、自分で入管に行って、「私はビザがないです。けども、在留する必要があるんです」ということを訴えていくという出頭行動を行いました。すごく勇気ある行動だと思います。収容、送還の可能性ももちろんありました。けれども、資料にある新聞の切り抜きのように、「捨て石覚悟で訴え」ということで、私たちはもう日本でしか暮らせないんだ、という数家族が一斉に出頭したんです。それが、第一次、第二次、第三次と全部で3回、一斉出頭行動を行いました。こうした一斉出頭を繰り返した成果として、収容されずに在宅案件としてインタビューされるケースには一定のラインがありそうだ、という大体の状況が分かってきたので、それ以降は個別で出頭する支援を続けています¹¹。

また、非正規滞在外国人との行動について、家族会と再審行動というのも2006年ぐらいからやっています。在留特別許可を求める非正規滞在の家族がたくさんいますので、この家族たちが在留特別許可家族会を結成しました。皆さんと一緒に署名行動を行ったり、パレードを行ったり、入管や法務省の前で訴えかけを行ったりしました。

再審行動というのは、法律ではないんですけども、入管から「あなたは帰りなさい」と退去強制令書が出た後でも、「状況が変わったので再度審査してください」ということで、再審情願という書類を入管に出すことができます。それを数家族が一斉にやるという、再審情願一斉行動もしました。

また、最近の話ですけども、非正規滞在の子どもたちが大きくなって、次々と高校生や専門学校生、大学生になっている子がいて、そういう子どもたちが、自分たちの問題は自分たちでも動こうじゃないかということで、子どもたちが中心になってパレードを行ったり、署名行動をしたりということも行っています。

ということで、本当に簡単ではありますが、APFSの説明と非正規滞在の外国人との行動ということで説明させていただきました。

三浦：吉田さん、ありがとうございました。続いて、Nさんから自己紹介をしていただきたいと思います。どのような経緯で日本に来て、非正規滞在になって、いつ正規のビザを得たか、あと、収容経験もおありとのことですので、その辺りも含めて自己紹介をお願いします。

N：はじめまして。簡単に話したいんですけど、自分はミャンマー出身で、16歳の時に来たんですけど、自分が高校生のときに、家に突然よく分からない人たちが来て、捕まって、いろいろビザとかパスポートとか確認されて、それで、ビザが当時なかったんですよ。最初は自分も知らなかったんですね。自分の親に呼ばれて日本に来て。後で知ったのは、そのビザも3カ月の観光ビザで日本に来て、そのまま帰らずに学校とか行って、中学校に入って。そ

のあと高校生のときに捕まって、それで、品川にある入国管理局の収容場に半年間いました。

その当時高校生だったんで、まだ 18、19 ぐらいで、最初、学校のテストとかもあって、あと、まだ成人になっていないということで、一回だけ、仮放免ということで一回テストを受けに外に出させてもらって。3 月が自分の誕生日だったんで、3 月の誕生日になった 3 日後にまた収容されて、全部含めて半年ぐらいいたんで、先ほどもいろいろ写真とかあったんですけど、懐かしいなという感じでした。

ちょっと品川と今話に出た大村とか、場所は若干違うんですけど、自分も結構前だったんで、今はもう変わってきていると思うんですけども、やっぱり中は……刑務所みたいな感じです。監視カメラで全部見られているし、聞かれているし、不自由ではないですけども、自由がない感じでした。

最初、捕まって、それで帰きなさいよという命令が出て、でも、自分は家族 3 人で捕まったんで。帰れない理由が、自分の国にいるおじいちゃんが元反政府の人で、そんなんで帰ったら何されるか分かんないってことだったんで、それで、いろいろ申請して、最終的に 3 人とも仮放免をもらって、その後、在留特別許可を 2007 年ぐらいに、いろいろ署名とかももらって、APFS の人にも結構支援をしてもらって、それで、在留特別許可をもらって、現在、仕事をしています。

今も APFS に自分ができることであればやりたいなと思って一緒にやっています。なので、いろいろ多分質問等があるかもしれないですけども、自分が答えられることであれば答えますので、皆さん、よろしくお願いします。

三浦：N さん、ありがとうございます。N さんは 2000 年代に来日したということですか。

N：2002 年です。

三浦：で、2005 年に収容されていたという感じですかね。

N：そうです。

三浦：はい。ありがとうございます。それでは、皆さんからいろいろと質問をいただいております。特に竹内先生に対する質問がたくさんあるんですけども、まず、収容中のことに関して質問が来ています。

入管に収容された人たちに関わっていた方からの質問です。90 年代当時は、職員による暴力などもかなり横行していたということがありまして、懲罰房で、独房みたいところで、手錠をかけられたまま食事をさせられたというようなこともよくあったようですけども、これほどの人権侵害は今、なくなっているのか、ということですが、竹内先生、どうでしょ

うか。

竹内：すみません、ちょっと一つ、吉田さんが再審情願について、法律ではないと言われたんですが、入管法にはないんですけども、この法律は憲法の請願権にあたります。請願権は日本人のみを対象とした条文とは思われていないので、だから、日本にいる外国人にも請願権はあるんですよ。ですので、再審情願というのは請願権に基づく請願の一つなんです。ただ、それに答える義務は一切ないので、受ける、受けないは自由ですけども、一応、法務大臣宛に請願する。それに対して答える義務はないけども、一応、今は、出した人に対しては、一定の返事はしています。ですので、請願権に基づく、ある意味では、人間としての最低の訴えです。何とかしてくれ！という訴えです。

ただ、今言われたように、退去強制令が出てから、それから新しい理由ができる。つまり子どもができたとか、自分が面倒を見ているじいちゃん、ばあちゃんの面倒を誰も見られないから自分しかいない、本人が死にかけているとか、新しい理由があるときに再審情願が認められて在留特別許可になりますけども、請願は何度でもできるということです。そういう意味では、人間としての憲法に基づく権利だということを、最初にお断りしておきます。

次に、90年代の頃関わっていた方がおられたということですけども、私は10年前から行政書士で、その前のいつぐらいから変わったか知りませんが、私が20代の頃の入管法は、在日韓国・朝鮮人への抑圧が目的だったんです。その最たるものが、韓国への強制送還するための大村だったんです。ですので、例えば、私は一回、在日コリアンの情報誌の記者に、大村を案内してくれということで面会したとき、その方は30歳ぐらいなんですけども、親の代で痛めつけられているので、大村に対する決めつけではないけども、やはりそういうのがすごくあるんです。そういう点では、私も実際、20代の頃は、大村というのはそういうものだと思っておりましたので、それがいつぐらいから変わったかという、2005年前後の辺りだろうとは思っています。

あるいは行政書士の中でも、収容だけでなく窓口の対応でいえば、在留資格の書類を出したら、窓口対応の係官が、きれいに整った書類をポーンと投げ返すような形で行政書士に当たっていたというんですよ。行政書士自身は、その向こうに外国人がいて、代わりに仕事をしたりするわけですけども、そういう点で、そういう体制は、やはり外国人の——いわば「外国人材」もですけども、観光も含めて頼らざるを得なくなった頃から、やはりきちんと受け入れなければいけないかなということになって、変わり始めた。窓口も変わり始めました。入管施設でも、少し変わり始めると思います。

あと、ご存じかと思いますが、入管施設内での非人道的対応について、政府はどういうことを気にしているかという、主にアメリカの人権レポートなんです。それと、国連の人権レポートもあるかと思っています。

それに、日本の刑務所もですけども、入管施設も非常に非人間的な収容をしていると。欧米に比べても当然そうですけども、例えば刑務所のことでは、欧米の刑務所は、家族と

も会えたり、あるいはかなり自由な空間があって、ほかの人としゃべったりすることができたりするんです。あるいは、スウェーデンなどは、場合によっては期間を設けて外に出たりすることができたりしていますけども、日本の場合は明らかに、刑務所であってもかなり厳しい人権の制約をしています。入管については懲役ではないから、逆に何もすることがないんですけども、本人にとっては、いつまで続くか分からない収容所において、それ自体が苦しいことです。あと、例えば夜の仕事の女性についての人身売買を許しているというようなこともアメリカの人権レポートなどに一応書かれているので、そういうことがあってから、日本の入管も大分姿勢を変えたということがあります。

例えば私が参加している「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」も、福岡にアメリカ領事館がありますけども、大村のこととか、技能実習生のこととか、日本語学校留学生の問題を聞かせてくれないか、と取材が来るんです。われわれはそれに応えています。なぜアメリカのためにするのかということではなくて、アメリカの人権レポートだから、日本に対して、また世界に対して影響力があるからです。

そういう点では、別の質問でもあったんですけども、個別に面会して、いろいろしていること、そこでできることはやります。収容所、センターに対して言って、善処してもらえ、それはそこで調整もします。そこでできないことは、中央での移住連とかの省庁交渉などもやります。ある程度、回答してもらえます。あるいは国会議員を通して立法が必要だったら、追求してもらったり、立法を含めて伝達することもあります。ですので、大村は、去年は立憲民主党も来ているし、日本共産党も来て、所長の意見交渉などにもわれわれも同席して意見を述べます。

それだけではなくて、例えば難民高等弁務官事務所が東京にありますけども、そこからも取材が来ますので、今、誰々がかなり厳しい状況ですというのも伝えます。そのことも、国連にも一部反映することがあるでしょう。それと、先ほど言いましたアメリカの領事館に答えて人権レポートに載せてもらうことによって、国際的な影響力もあります。ですので、段階、段階を踏んで、それぞれのいろいろなジャンルで、できること、できないことを仕分けしながら対応しているのが現状です。

話は戻って、そういう意味では、90年代にあったような懲罰房で手錠をかけられて食事をさせられるというようなことは、今はありません。そこまでひどいことはないです。あと、例えば大村でも、「おまえ、国に帰れ」とかという暴言を吐いたら、やはり後で処分をされています。中の行政文書だと、職員が冷静な対応をとらなかった、感情的になったということで、処分歴の情報開示ができています。そういう点でいえば、前に比べたら——もちろんまだまだ不十分なところはあるかもしれませんが、実態としては改善しつつあるということです。

三浦：ありがとうございます。複数の質問にお答えいただきました。では、Nさん、ご自身の収容経験を振り返っていただいて、今のような、ここまでひどい、手錠をかけたままご飯

を食べさせられたりということはなかったかなと思うんですけども、Nさんが収容されていた2005年前後の経験で、これはちょっとひどかったなというようなこと、何かありますか。

N：自分が覚えている限り、捕まった当時の職員、多分入国管理局の職員だと思うんですけども……ひどいのか分からないですけど……すごい酒くさかった。っていうのはずっと覚えていて。酒飲んで何の仕事をしてるんだよ、と思って（笑）。いまだにそれが頭に残っていて、ひどいなと思いました（笑）。そんぐらいですかね。手錠をかけられたりとかはなかったですけど、腰縄？っていうんですかね。腰に巻き付けられて。

三浦：ぐるぐると縄をつけられて、連れて行かれた。

N：そうです、そうです。それで、車に乗せて行かれました。

竹内：それもあまりしないんですけども、それはどういうときにされましたか。

N：最初、家に来て、連れて行くときに。

竹内：あー、連行のとき。

N：そうです。

三浦：収容所の中で何か拘束されたとか、そういうことは特になかったですか。

N：拘束されたとかはないんですけど、家族3人で捕まって、家族は別々で。

三浦：お父さんとは別の。

N：そうです。女性はまた別の階なので。男性も、お父さんとは別の部屋で、全然しゃべれないようにしているんだと思うんですけど。

三浦：同じ時期に、ご家族と部屋は別々だったけども収容されていて、家族の間で、何かコミュニケーションはとれましたか。お手紙は内部でも回せると思うんですけども、そういうのはやりましたか。

N：そうですね、手紙と……あと、誰か面会に来るとき、一緒に。そのときに、いろいろ話

したりするぐらいしかなかったです。

三浦: じゃあ、中に入っている、3人家族対誰かという感じで面会するということですね。家族3人に対して面会をする。その場で、初めて3人家族で集まれる。

N: そうです。お父さんとは仲いいし、階が一緒だったので、ちょっと外に出るときに話したりはできたんですけど。

三浦: 基本的には、先ほどスライドでみたような、施錠されたりとか、お部屋が分かれているので、普段は開放されるとき以外は会えない、しゃべれないということですね。

N: そうです。

三浦: ありがとうございます。収容に関連するところだと、欧米などでは、こういう収容問題が問題として立ち上がっているのか。また、海外から見た日本の入管のこの収容実態の異常さについてどうですか、という質問がきています。特にヨーロッパ圏はこの辺りかなり進んでいまして、イギリスなどの収容施設では、施錠しない。部屋は分かれているけども、それぞれ部屋は開けっ放しだったり、自由に電話がかけられたり、もう何なら、収容されているお部屋の出たところに、「人権侵害があったら、ここに電話を」みたいなポスターが張られていたり、インターネットが使えたり、すごくその辺り、外部とコミュニケーションがとりやすい。職員立ち会いであれば外に出られたりとか、かなり自由な空間だそうです。対して日本は、ここまでお話ししてきたとおり、かなり閉鎖的です。なので、例えばネオナチですとか、すごく右寄りの国からすると、「日本の入管収容は素晴らしい」と言われるくらいガチガチで見えないようになっていきます。なので、特にヨーロッパ圏と比べると、日本の収容の異常さというのは分かるかなと思いますが、竹内先生、この辺りはいかがでしょう。

竹内: 一つは、先ほど言いました入管の中からの電話については、開放されている時間の8時45分から4時45分までできて、その後は子機を部屋ごとに渡して電話かける場合があるんです。共有のところには固定の電話があるんですけども、施錠後は行けませんので。だから、部屋がそれぞれ夕方に施錠された後は子機を回して、順次、部屋の中からかけることはしたりしています。

一つ、検閲のことを言っておいたほうがいいと思うんですけども、基本的には検閲はしていません。全部の言語に対応できるわけがないからです。だから、検閲しているのではないかとされることがありますけども、刑務所と違って検閲はありません。ただ、職員が外国語で書かれている内容について、本人に渡すときに、どういうことが書いてあったかと、本人から一応聞くという形をとっているけども、何十カ国語あるのを1回1回見ることはで

きないし、それでは送ることもできないし、出国までの待機として収容する場所ですので、検閲する権限がないんです。だから、そういう意味では侵害はないと思います。

あと、ヨーロッパの基準では、「6 カ月以上収容しない」という基準が確かあるようなことを聞いたんですけども、そういう点では、6 カ月以上帰国を拒否する人の場合は、その段階でそういう収容は解くというのが基準となっているみたいです。そういう点で、私たちも6 カ月以上の収容については開放するというのは、そういう意味合いもあってやっています。

三浦：ありがとうございます。私のスライドにも、竹内先生のスライドにもありましたけども、日本がとっている「全件収容主義」、これでないやり方は、何か方法があるのでしょうかという質問があります。

竹内：われわれは全件収容主義から解放してくださいと、現状と闘えというんですけども、ずっと収容者と関わっておられる弁護士の児玉晃一先生は、そうではなくて、収容は強制送還するときだけにしなさい、それ以外は仮放免になるような状態で、——仮放免自体も「見えない檻」でかなり苦しいんですけども、収容そのものはしなさんな、という考えの立場です。

ですので、例えば、収容しないといけない対象者は、いわば政府側からすれば不法在留、われわれから見たら非正規滞在、在留資格がないわけですけども、その人について、一つは登録制度がないから問題なんです。例えば、今、仮に仮放免になったら、入管は仮放免になった人の居住地区の行政に、一応、通知はするんです。ただ、その通知は、住民登録では全然関係ないので、住民登録の課にはいかないんです。ですので、自ら非正規滞在ということの名乗り出た人を人間として登録する機関や方法が、今の日本はないんです。

ヨーロッパの場合は、非正規滞在なら非正規滞在で、一応、人間として認識しているんです。日本の場合は人として認識されていないんです。そういう点で、一番は、たとえ非正規滞在でも、例えば自ら名乗りを上げた人、あるいは仮放免されている人については、——行政サイドがどこまで受けるかは別にして、地方の行政が、とにかく対象として登録することがまず一つ大事なことだと思うんです。ヨーロッパは人間として対応していますから。次に、どこまで行政サービスが、という話で、なおかつ、その上で、強制送還の手続きに入る人だけを収容しなさい、というのが児玉先生の考えで、なるほどと思います。

そういう点で、日本の場合はもともと、——一昨日の麻生の失言ではないですけども、日本は一つの民族でずっときて、そういう意味では「美しい日本」というのも先ほど出ていましたけども、私の口から言うのはちょっとあれですけども、まだ日本の血は一つだという考え方なんです。多民族、アイヌを含めて、ずっと前から本当は縄文と渡来系で、両方でできて、いろいろな人たちが入って文化ができて、日本よりほかに行くことがあまりない人も、どん詰まりでも、そこで一つの文化ができています。いろいろなものでできている——その考えに立たない。一つの民族、一つの血で、ほかの人を入れない。この考えがあるから、異物

については全件収容主義で、とにかく取り除くという考え方が背景にあるのかなと思ったりするんです。

これだけのいろいろな文化交流があつて、日本からもほかのところへ出ているわけですから、「相手の国で日本人がそうしてほしかったら、自分の国でもそうしなさいよ」というのが相互主義ですけども、そういう意味では、日本がそういう立場に立たない限りは国際的には嫌われていく。今はとにかく「外国人材」として、労働力としてだけ入れているけども、それさえ来なくなる。そういう中で、そのうち日本は、ある意味で経済力は圧倒的に衰退していく。嫌われ、人も来ないし、衰退していくことになる中で、最後の土壇場で言えば、「どう考えが変わるか」ではないかと思います。

三浦：ありがとうございます。続いて、APFS の活動について、非正規滞在者への支援は、具体的にどんなことをしていますか、という質問が来ていますので、吉田さんからお答えいただければと思います。

吉田：非正規滞在の方々、在留特別許可が欲しいということで相談に来ますが、そもそもまだ出頭もしていないし、摘発も受けていないというようなケースの場合は、まず出頭をサポートします。書類も用意して、入管に自主的に出頭するときに同行するという、出頭自体のサポートもしています。

その後に仮放免になったとしたら、仮放免の間の生活で経済的なサポートはできないんですけども、周りの支援者を募って支援の会を作ったりして、具体的にその家族をサポートしてくれる人たちを集めたり、万が一、収容されてしまった場合は、仮放免の申請を行っています。

先ほど竹内先生が詳細をお話ししてくださいましたが、在留特別許可を得るために、再審情願のサポートもしています。再審情願は、基本的には何度出してもいいので、竹内先生がおっしゃっていたとおり、状況が変わったら出します。再審情願が駄目になった場合、本人たちとしては不安なんですね。何も書類を出していないで仮放免の状態にいと、いつ収容されるかもしれない、送還されるかもしれないということが心配なので、再審情願を出してほしいと本人たちからお願いされて、そんなに状況が変わっていなくてもあらためて書類を作って、申請して……と、たくさんやることもあります。ただ、なかなか無力で、在留特別許可まで結び付けるのは難しいんですけども、それでも、本人たちがどうしても帰れないということであれば、こういう方法があるよと情報をきちんと説明して、その中で、当事者がよりよい選択ができるように、一緒に寄り添うということを大事に支援しています。

三浦：ありがとうございます。APFS の活動としてはお話しいただいたとおりですけども、ほかにも教会関係の団体でも、定期的に面会をされていたりします。私も今、大村のほうにここ 2 年ほど調査で行っているんですが、そこでは、——今日も長崎からはるばるお越し

くださっていますけども、教会関係者の方たちが傾聴ボランティアとして面会をして、中の人のお話を聞いて、差し入れをしてというようなサポートもされています。

それに関連すると、差し入れなどは個人的にできるんですか、というご質問もいただいているので、これも回答したいと思います。差し入れは個人的にできます。ただ、中に収容されている人のお名前、国籍を面会申請書に記入する必要があるんですね。差し入れだけでもできるんですが、そのときも申請書に「誰さん宛に差し入れをしますよ」ということを書かなければいけないので、個人的に中に入っている人と直接つながりがない場合などは、教会ですとか、あとは学生団体でもやっているところがたくさんありますので、そういうところをとおして差し入れしてもらうこともできるのかなと思います。

差し入れの手続きも結構面倒で、大村の場合は持っていったものを緩やかに受け入れてくれる気がするんですけども、品川ですと、全部中身をチェックされるんですね。基本的には、日本語表記がされていないもの以外は受け取ってもらえない。差し入れできないんです。

例えばシャンプーを差し入れしたい。中で使うものは基本的に自費で、自分で用意しなければいけないので、例えばシャンプーを差し入れたいといったときに、それが外国製のもので、ボトルの成分表が英語とか外国語表記だったりすると受け取ってもらえないんですよ。外国製のものでも、日本語で書かれた成分表のラベルとかが上から貼ってあれば、それは受け取ってもらえるんですけども、基本的に外国語表記のみのものは持ち帰るように言われます。

それから、身だしなみを整えるにも最低限のもの、髪の毛のトリートメントぐらいは使えるんですが、香水やヘアミストなども基本的に差し入れできません。私も品川に行くと、差し入れできなかったものを持って帰る人たちをよく見かけるんですけど、品川には東京だけでなく、広く関東圏の人たちが収容されているので、かれらに差し入れしようと思って、はるばる大きな荷物を抱えて、よっこらせとやってくる人もいます。で、差し入れしたいものを出して職員のチェックを受けると、「あ、これも駄目」「香水駄目よ」「これも駄目よ」とはじかれて、結局、持ってきたもののほとんどをまた大きなバッグに戻して持って帰るんです。しかも、何が差し入れできて、何が駄目なのかという情報は、ほとんど掲載されていないんですね。ホームページを見ると、差し入れできるもの、できないものについて、「詳細については、各収容所に問い合わせてください」というふうに書いてあるんです。品川の場合は、面会の申請をする場所に「差し入れできるもの／できないもの」とポスターが張ってあるんですが、A4 サイズで 2 枚だけです。しかも、全部、漢字とひらがなだけで、ルビとか一切振ってないんです。

日本人が差し入れする場合は、それでも十分かもしれないですけど、もちろん家族が収容されている外国人の方も当然多くいらっしゃるんで、それを読んでも、いまいちよく理解できない人もたくさんいますよね。だから、そうやってたくさん持ってきても、結局、ほとんど持って帰らなければいけないとか、アナウンスが十分にされていないことがあるので、こちらが厚意で差し入れしようと思っても、入管側に、「それは駄目です」と言われて、受け

取ってもらえない場合も多々あります。

吉田さんも面会や差し入れをされるとと思いますが、なにか差し入れについてのエピソードはありますか？

吉田：先ほど三浦さんもお話ししていたとおり、確かにシャンプーなどは表示が英語だと駄目というのはあります。差し入れできなかったものという話ではないんですけども、心に残ったのが、奥様が収容されているという日本人の男性と一緒に、牛久に面会に行ったときでした。奥様の誕生日のプレゼントに指輪を差し入れしたいということで、でも、入管のほうも、「これは何ですか」と。見れば分かるでしょ、って感じですけども、差し入れ品目に「指輪」と書いて、「何で？」「誕生日のプレゼントで」と言って、それでオッケーが出たというのもありました。それが記憶に残っています。

この前、品川に面会に行ったときは、インドの方で、もう1年近く入っていらっしゃる男性でした。面会が終わって、ちょっと渡したいものがあるとわれて待っていたら、出てきたものが、折り紙を非常に細かく折って作ってくれたきれいなかごで、それをプレゼントで頂いたこともありました。そういう思い出もあります。

その話でいうと、収容施設の中にいると、多くの人が「本当にやることがないのが苦痛」とおっしゃっています。なかには日本語の勉強をされている方もたくさんいて、漢字練習帳にびっしり練習している方もいたり、あと、先ほど言ったみたいに折り紙をきれいに折って作品を作る方もいたり、中で何もやることなく精神的にも苦痛になっている方もたくさんいて、面会に行くと、悲しいこともありますし、先ほどの指輪の話みたいにいい話もあります。

三浦：ありがとうございます。今の指輪の話に関連して、収容中の少しハッピーなというか、ちょっと心がなごむエピソードもお話ししたいと思います。

数年前に、フィリピン出身の方で30年以上オーバーステイだった方に面会を続けていたことがあって、もう帰国された方なんですけども、ある日、その人の面会に行ったら、髪の毛がバツバツに切られてたんです。びっくりして「どうしたの」って聞いたら、「一緒に収容されてる子に切ってもらった」というエピソードを話してくれました。もちろんハサミは危険物なのでチェーンがついていて、職員が見ているところでないと使えないんですけど、新聞紙をもらって首に巻いて、チェーンでつながれたハサミのところまで椅子を持ってきて、「〇〇ちゃん、髪の毛切ってー」と言って、バツバツと切ってもらおうと。「どうせ中にいるんだし、会うのなんか面会に来るだんなさんぐらいなんだから、もう何でもいいよー」と言って、お互いに髪の毛を切り合ったりということがあったそうです。だから、だんだんと人の髪の毛を切るのがうまくなるとお話しされていました。それがいいのか悪いのかは別の話ですけども、ただ、収容がそれぐらい長いんだよ、ということです。あとは、爪切りとかは毎晩、各部屋に順番で貸し出されるので、それでこっそり前髪を切ったということも

あったそうです。

Nさん、収容中の身だしなみというところだと、普段シャワーとか、洗濯とかできたと思うんですが、髪の毛とか髭とかは、何か貸し出されたりとか、今みたいに切りっこしたりということはありませんか。

N：自分は男なので、バリカンがあったんですよ。なので、自分も今、話を聞いて、自分もほかの人を切ったり、やってもらったりしていたので、そういうのはあります。

三浦：そうでしたか。このように、かなり長期収容になると——牛久とか、大村だとかだと特にそうだと思うんですけど、人の出入りが少ないもんで、それが幸いしているのか、収容者同士の仲が結構よくなるというか、必ずしも仲がいい人ばかりではないと思うんですけど、そこで結構落ち着いた人間関係ができていく。お互いに髪を切りっこしたり、おしゃべり仲間ができたという事で、そういう関係が形成されていく、ということもあるかと思えます。

あとは、誰かに仮放免が出たというパーティをやったりとか。私が聞いた話だと、1つの部屋に集まってパーティをするんだそうです。差し入れで何かお菓子を入れてもらったり、あとは職員を通して売店でカップ麺を買ってもらって。でも、それが収容者にとってはごちそうなんだと。普段出される食事がとにかくひどいもんだから、カップ麺がすごくおいしく感じるという話もされていて、そういうのでみんなで集まって、「この人に仮放免が出た。お祝いしましょう」「再収容されたりして、この場では二度と会わないように、今度は外で会いましょう」といって送り出すというようなパーティもやっていると同ったことがあります。

さて、かなり時間が過ぎてしまっているんで、そろそろまとめに入りたいと思います。今回、竹内先生には大村のお話を、吉田さん、Nさんには東京、あるいは牛久のお話を伺ってという感じで進めてきましたけども、全国のいろいろな地域に収容施設があって、各地方入管での面会経験ですとか、各地の収容施設の実態や情報をそれぞれの人は持っているけども、なかなか共有する仕組みや機会がないというのが現状です。ですので、この講演会を機に、今後、我々が中心になって、この場に居合わせたみなさんと一緒にそうした場をつくっていったらと思います。竹内先生、最後に何か、これについてお話しいただけますか。

竹内：一つ、大村の場合は、「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」が16年続けてセンターと意見交換をしています。あと、私自身も行っていますけども、地元の面会活動をしている人同士で、別個に4カ月に1回、意見交換をしています。それと、中の収容者のリストを統一してやっています。情報が漏れるようだったら、収容者の情報は一括にまとめないほうがいいんですけども、守れるようだったら、一定作って、そこでまずは一つ、大村なら大村の収容者についてできるだけこぼれないようにしながら協力していくという関係は、

大村の場合、比較的ほかよりはできていると思います。

例えば一番大きいのは牛久でしょうし、ほかの名古屋、大阪、東京については、それぞれがいろいろされていますけども、個別の個人の情報、そして中の体制など、いろいろなことの問題等を共有できる。まずは、それぞれがそれらを作ることも大事です。

あと、私が考えているのは、大村と牛久の捉え方が違っているなというのはいくつかあります。大村の場合は、先ほども言いましたように、センターとの交渉もしています。大村の中でも、面会者の中でも情報交換していますから、言い方は失礼ながら、情報はある程度に均一なんです。そして、事実確認に基づいてやっていますので、そういう積み重ねが非常に大事なんですけども、そういう中で、なおかつ入管で全体の体制、収容についての意見交換ができれば一番です。今日はそういう機会を与えていただいて、ありがたいことだとは思っています。

これとは別に、弁護士会の中では、難民弁護団という中で、収容についていくらかしていますけども、ただ、弁護士さんと面会者の立場とはまた違うところがありますから、今、三浦さんから提案していただいたことが、もししていただけるなら、こういう機会に情報交換しながら、中の処遇と、あと、もちろん会の運営なり、あるいは収容そのものの制度についての、また一定の意見交換、情報交換等で、あと、行政に対する提案などができるようなれば、非常にありがたいことだと思います。ありがとうございます。

三浦: ありがとうございます。かなり時間も押してしまいましたけども、今日は大村入管に詳しい竹内先生、そして、東京で支援をされている APFS の吉田さん、そして、当事者の N さんにお越しいただきました。この会は、入管問題に関心はあるけども、なかなか実態が分からない、あるいはもう少し支援に関わっていききたいけども、その糸口がつかめなかった方たちもいらっしやったのではないかと思います。そういう方たちにとって有益な情報提供の場になったならば幸いです。

最後、竹内先生からもありましたけども、ぜひ継続して、こういう場を設けたいと思います。いろいろな立場の方、支援されている方、もっと勉強したいと思っらっしゃる方、あるいは当事者の方も含め、東京だけでなく、大村、大阪、名古屋等々、全国のいろいろな場所に、入管の収容施設があります。そういう人たちをつなげる場がまた提供できればいいなと思います。本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。(拍手)

¹ 法務省入国管理局『入国管理局統計年報』各年より報告者（三浦）が作成。

² 竹内氏によると、大村入国管理センターでは昼食時の施錠はなく、同国人等の仲間と一緒に昼食をとることができるとのことである。他の収容施設では施錠するところもある。また、同じく竹内氏によると、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州と大村入国管理センターとの意見交換会において、「シャワーは午前の会場から夕方施錠までの間、自由に使うことができる」と説明を受けているとのことである。

³ SYI 収容者友人有志一同「入国管理局における死亡事件（1997-2018.4）」より報告者（三

浦)が抜粋し図表化。

- 4 「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」と大村入国管理センターのこれまでの意見交換会における大村入国管理センターからの回答を基に、報告者(竹内)が作成。
- 5 同上。
- 6 「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」と大村入国管理センターの意見交換会(2019年12月3日開催)における大村入国管理センターからの回答を基に、報告者(竹内)が作成。
- 7 同上。
- 8 入国在留管理庁「在留資格一覧表(令和元年11月現在)」より、本報告に関連する主な在留資格を報告者(竹内)が抜粋し図式化。
- 9 この表は、竹内が面会を通して取材した内容から見えてきた共通項らしきものを大まかにまとめたものである。実際の被収容者個々人の事情は、「すべて異なるものである」と考えている。また、「収容人数」は、2019年12月3日の「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」との意見交換会で、10月末現在の集計として大村入管センターが回答したもの(全員男性83人)である。
- 10 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州と大村入国管理センターとの意見交換会における大村入国管理センターからの回答を基に報告者(竹内)が作成。
- 11 これらの一連の活動によって、入国管理局は「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」をホームページ上に掲載するようになり、「在留特別許可に係るガイドライン」を公表するなど、在留特別許可についての基準を明確にした。

2019年度 立教大学キリスト教教育研究所 公開講演会

入管収容施設から非正規滞在外国人の人権を考える

竹内正宣

(行政書士・街の法務オフィス竹内 所長)

吉田真由美

(NPO 法人 ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY 代表)

三浦萌華

(立教大学社会学研究科 研修生)

発行 2020年3月31日

発行者 逸見 敏郎

発行所 〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1

立教大学キリスト教教育研究所 (JICE)

Tel : 03-3985-2663